

総務企業委員会会議録

- 1 日 時 令和3年3月11日（木曜日）
午後1時00分～午後6時00分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 猶野智和 委員長 坪井康男 副委員長
山中佳子 委員 高木法生 委員
岡山隆 委員 村田弘司 委員
山下安憲 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員
竹岡昌治 議長
- 6 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 阿武泰貴 議会事務局係長
篠田真理 議会事務局企画員
- 7 説明のため出席した者の職氏名
波佐間 敏 副市長 高橋睦夫 病院事業管理者
田辺 剛 総務部長 藤澤和昭 総合政策部長
繁田 誠 観光商工部長 志賀雅彦 美東総合支所長
鮎川弘子 秋芳総合支所長 白井栄次 上下水道局長
安村芳武 病院事業局管理部長 松永潤 消防長
西山宏史 病院事業局管理部次長 有吉武士 消防次長
竹内正夫 総務課長 市村祥二 監理課長
早田 忍 企画政策課長 千々松雅幸 観光振興課長
西村明久 商工労働課長 岡崎輝義 管理業務課長
吉村昌展 施設課長 古川和則 市立病院事務部事務長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午後1時00分開会

○委員長（猶野智和君） 皆さん、こんにちは。

委員会を始めます前に、本日は、東日本大震災から10年という節目の日になります。この場をお借りしまして、被害に遭われた方に黙祷をささげたいと思います。ぜひとも御協力をお願いいたします。では、御起立をお願いいたします。黙祷。

〔一同起立、黙祷〕

○委員長（猶野智和君） ありがとうございます。

〔一同着席〕

○委員長（猶野智和君） ただいまより、総務企業委員会を開会いたします。議長、報告等ございましたらお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 別にありません。よろしく申し上げます。

○委員長（猶野智和君） それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案18件につきまして審査いたしたいと思いますので、御協力よろしくをお願いいたします。

それでは、初めに、議案第4号令和2年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。吉村上下水道局施設課長。

○施設課長（吉村昌展君） それでは、議案第4号令和2年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

このたびの補正につきましては、新型コロナの影響により使用料の減少が見込まれるため、環境衛生事業費使用料を減額する一方で、一般会計繰入金を追加するものでございます。

それでは、補正予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

2歳入において、2款使用料及び手数料・1項使用料・1目環境衛生事業費使用料、現年度分につきまして280万円減額し275万円とするものでございます。

次に、同じページの下になりますが、3款繰入金・1項他会計繰入金・1目一般会計繰入金、一般会計繰入金を280万円追加し1,321万9,000円とするものでございます。

なお、歳出の補正はございません。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,096万2,000円とするものでございます。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第4号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和2年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎上下水道局管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） それでは、議案第7号令和2年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

このたびの主な補正は、コロナ禍の影響に伴いまして、業務予定量の下方修正を行う一方で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る繰入金等を追加するとともに、人事異動により人件費を減額するものであります。

また、資本的支出の建設改良費を落札減により減額をするものであります。

まず、業務の予定量について御説明いたします。こちらは補正予算資料で説明させていただきます。

補正予算資料2ページ、3ページを御覧ください。

2ページが既決予定量、3ページが補正後予定量となります。変更するところに下線をつけております。

3ページの上の表を御覧ください。

美祢地域につきましては、年間総給水量を5万1,000立米減の164万立米に、秋芳

地域につきましては、年間総給水量を4,000立米減の52万9,000立米とし、美祢市全体の年間総給水量を261万9,000立米とするものであります。

続きまして、収益的収入及び支出についてであります。こちらは、補正予算書の実施計画書を用いて御説明をいたします。

補正予算書の4ページ、5ページを御覧ください。

収入では、1款水道事業収益・1項営業収益におきまして、業務予定量の下方修正したことによりまして、美祢地域及び秋芳地域の給水収益を合わせて1,518万円減額し、第2項営業外収益の2目から3目の繰入金におきまして、経営継続支援分といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る繰入金、及び基礎年金拠出金に係る繰入金等を3地域合わせて849万6,000円追加し、11目の消費税還付金におきましては13万3,000円追加するものであります。

以上により、収入総額を7億7,138万3,000円とするものであります。

一方、支出では、1款水道事業費・1項営業費用・4目美祢地域の配水及び給水費におきまして、人事異動等により人件費を1,000万円減額し、11目から13目の減価却費におきましては、3地域合わせて704万円追加するものであります。

以上により、支出総額を7億7,261万1,000円とするものであります。

続きまして、資本的収入及び支出についてであります。

同じく、補正予算書の6ページ、7ページを御覧ください。

収入では、1款資本的収入・第2項繰入金におきまして、基礎年金拠出金として32万2,000円追加し、第3項負担金及び寄附金におきまして、石館ポンプ所改修負担金として事業費の増加により40万7,000円追加するものであります。

以上により、収入総額を7億8,004万2,000円とするものであります。

一方、支出では、1款資本的支出・1項建設改良費・1目配水設備改良費におきまして、落札減により委託料を770万円減額し、支出総額を10億2,832万3,000円とするものであります。

補正予算書の2ページの第4条の下から4行目を御覧ください。

このたびの補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億4,828万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,733万4,000円、過年度分損益勘定留保資金4,402万円、当年度分損益勘定留保資金1億3,692万7,000円に改め、補填するものであります。

最後に、この補正によります予定損益計算書です。

補正予算資料4ページ、5ページを御覧ください。

下から3行目になりますが、当初予算では6,769万円の純損失の予定でありましたが、7,003万4,000円の純損失の予定となるものであります。

説明につきましては以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第7号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号令和2年度美祢市病院等事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） それでは、議案第8号令和2年度美祢市病院等事業会計補正予算（第5号）について御説明させていただきます。

今配信いたしました。予算書は地方公営企業法施行規則に基づき、業務予定量を第2条で、これらの業務予定量の見込みに基づき算定した収益的収支を第3条、そして、資本的収支を第4条という形で定めることとなっておりますが、今お送りした予算概要説明資料の1ページ、2ページにこの予算の全体を一覧表で取りまとめております。

この一覧表では、業務予定量から収益的収支、資本的収支、補填財源、損益計算書、貸借対照表、各項目の概要について、現在の予算書と――予算額と補正予算の対比ができるようにしておりますので、これを用いて説明させていただきたいというふうに思います。

決算自体は税抜表示となりますが、予算は税込表示としております。したがって、3月補正予算は決算見込みと一致させておりますが、予算ですので税込で表示しております。

それでは、1ページの左側、美祢市立病院を御覧ください。

美祢市立病院の列の右のほうが予算現額、現在の予算額であります。左3月補正がこの議会で上程しております補正予算であり、決算見込みと一致しております。

まず、③1日平均入院患者数の欄と、⑦1日平均外来患者数の行であります。1日平均入院患者数118.4人を107.1人、外来患者数、各科の1日平均149.7人を130.3人、透析の1日平均17.3人を14.0人に補正するものであります。

全体として、コロナ禍での患者数の減少ということになりますが、一般病床入院患者でいえば、この減少の大きな理由としては、年度後半において、新型コロナウイルス感染症受入病床を確保するため、スペース上、あるいは看護師配置上、一般患者への病床提供を限定せざるを得ない状況となっております。そういったような医療提供上の制約が挙げられます。

このような患者数の見込みを踏まえて収益的収支を見ますと、画面の一番左側で2の収益的収支のうち、③の当年度純利益をマイナス9,214万8,000円としております。

ただし、収益の面では、3月補正予算に計上できなかった補助金もあること、補正予算上支出に余裕を持たせていることから、さらに赤字の圧縮を目指しております。

以上は、あくまでも11月までの収益面での実績を基に、12月に予測した補正予算の枠組の中でのことでもあります。実際の今年度の経営状況を示す損益計算を踏まえての話は、本日機会を与えていただくことになっております、市立2病院の経営状況の説明の際にさせていただきたいと思っております。

また、このような経営上の話の前提として、医療従事者——特に医療従事者には、特に求められている行動制限、あるいは人員不足で休暇もあまり取れていない中で、病院職員は職務を遂行していることについて御理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、1ページの美祢市立病院の横の美東病院を御覧ください。

まず、③1日平均入院患者数の欄と⑦1日平均外来患者数の欄でございます。

入院患者数の1日平均を88.3人から80.7人、外来の1日平均121.5人を107.3人に補正するものであります。

美東病院においても、年度の前半は入院患者の受入数が相当数ありましたが、年度後半においては、新型コロナウイルス感染症受入病床を確保するため、スペース上、一般患者への病床提供を限定せざるを得ない状況となっております。

これらのことを踏まえて、収益的収支を見ますと、2収益的収支のうち、③当年度純利益を793万3,000円としております。

美東病院においても、支出に余裕を持たせていること、申請中の補助金を加えると、現時点では5,000万円を上回る黒字を目指しております。

次に、介護老人保健施設であるグリーンヒル美祢については、長期入所者数の1日平均を——美東病院の右側になりますが、64人から64.8人、短期入所者数の1日平均を4.0人を2.3人、通所者数を19人から18.6人に補正するものであります。

このような入所者の内訳の変化の理由としては、入所者の出入りを少なくし、新型コロナウイルス感染の可能性をできるだけ低くするため、短期入所から通常の入所、3か月——おおむね3か月以上ということになりますが、そういった通常の入所への切替えをお願いしたことによります。結果としては、延べの入院者——入所者数は68人から67.1人に低下する見込みであります。

このような入所者数の見込みを踏まえて収益的収支を見ますと、2の収益的収支のうち、③当年度純利益をマイナス2,327万9,000円を見込むものであります。

次に、訪問看護ステーションですが、訪問者数の1日平均を24.1人から19.7人に補正するものであります。

当年度純損失として235万8,000円を置いております。

以上を受けて、病院等事業全体の収益的予算の補正の内容を御説明いたします。

収入については、この一覧表の2の収益的収支の①の総収入の行になります。左側に2の収益的収支①の総収入の行になります。

病院等事業全体の支出合計は、その行の2ページ目の右端にある最後の列、予算現額の計41億8,688万9,000円から5,170万7,000円を減額し、3月補正計の列、41億3,518万2,000円とするものであります。

以上を差引きした結果、病院等事業会計全体における当年度純損失は、2の③当年度純利益の行の右から3列目に、税込の1億九千——1億985万1,000円と置いて

おります。

これは、一覧表の下のほうに、5の損益計算書——経営状況を示す利益を計算する表であります損益計算書の⑤の当年度純利益の行では、税抜で1億1,045万8,000円の純損失として表示しているところですが、年度末までに、先ほど御説明したように可能な限り圧縮することを目指しております。

最後に、病院等事業の資本的収支予算の補正の内容について御説明いたします。

工事中止や入札において額が下がったこと、補助金の組替え等を行ったことにより、3の①の——左側の3が資本的収支ということになりますが、3の①収入の行であります。収入の行、病院等事業会計全体における資本的収入の合計として、収入行の右から3列目に4億5,675万4,000円とし、支出の行の右から3列目に4億5,522万8,000円と置くものであります。

議案第8号令和2年度美祢市病院等事業会計補正予算に関する説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、これより議案第8号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号令和2年度美祢市観光事業会計補正予算（第4号）を議題いたします。執行部より説明を求めます。千々松観光振興課長。

○観光振興課長（千々松雅幸君） それでは、議案第9号令和2年度美祢市観光事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

このたびの補正は、新型コロナの影響等、決算見込みによる調整を行うことによるものであります。

まず、収益的収入及び支出の説明をいたします。実施計画明細書を用い説明したいと思います。

12ページになります。

収入についてであります。

2項営業外収益におきまして、2目他会計負担金を50万円減額しております。

これは、中止となった秋吉台誘客事業熱気球イベントに係る地方創生推進交付金を減額するものであります。

これにより、収入総額を3億4,150万8,000円とするものであります。

次に、支出についてであります。

まず、1項営業費用におきまして、5目観光振興費を1,325万7,000円減額しております。

これは、中止となった秋吉台誘客事業萌えサミット、熱気球イベント、リフレッシュパークまつり、大正洞桜まつり、おもてなし人材育成事業等と、事業の縮小を余儀なくされた国際観光・交流推進事業に係るものであります。

次に、2項営業外費用におきまして、消費税及び地方消費税を56万2,000円追加しております。

これらにより、支出総額を5億3,000万四千——3,042万7,000円とするものであります。

この結果、概要説明資料の2ページになります。

予算から見た税抜の収益的収支は、当年度純損失1億9,278万6,000円を予定しているものであります。

続きまして、資本的収入及び支出についてであります。

13ページになります。

収入についてであります。

3項他会計負担金を382万7,000円減額しております。

これは、事業費の確定等に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を調整するものであります。

これにより、収入総額を5,715万6,000円とするものであります。

次に、支出についてであります。

1項建設改良費におきまして682万6,000円減額しております。

この主な理由は、秋芳洞ターミナル実施設計業務、秋芳洞通路改修実施設計業務、秋芳洞エレベーター補修工事、秋芳洞第2駐車場公衆便所改修工事の入札減であります。

以上により、支出総額を9,858万3,000円とするものであります。

この結果、資金的収入額が資金的支出額に対し不足する額4,142万7,000円は、引継現金で補填するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第9号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の入れ替わりがありますので、暫時休憩いたします。

午後1時27分休憩

午後1時40分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、委員会を開きます。

次に、議案第20号美祢市行政組織条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 議案第20号についてです。議案第20号は、美祢市行政組織条例等の一部改正についてであります。

これは、行政のデジタル化の推進や効果的・効率的に業務を推進するため、デジタル推進部を新設するとともに、総務部及び総合政策部を統合し、総務企画部とす

る組織の変更等に伴い、関係条例を改正するものでございます。

これに伴い、美祢市行政組織条例において、新たに設置いたしますデジタル推進部では、行政のデジタル化の推進に関することのほか、広報広聴に関すること、行政改革の推進に関すること、統計調査に関すること、情報政策に関すること、有線放送に関する事務を分掌するとともに、総務企画部においては、従前の総務部と総合政策部を統合し、事務分掌につきましては、先ほどデジタル推進部で行う事務を除いた事務を分掌するよう改正を行っております。

また、介護保険に関わる業務につきましては、行政組織規則上は高齢福祉課の所掌事務としているところでございますが、行政組織条例では規定しておらず、県内他市の同種条例に合わせ、介護保険に関することを市民福祉部の事務分掌として改正しております。

また、先ほどの総務部と総合政策部の統合による組織の名称の変更に伴い、美祢市情報公開・個人情報保護審査会条例、美祢市特別職報酬等審議会条例、美祢市表彰条例、美祢市行政改革推進委員会条例、美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例をそれぞれ改正しております。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。村田委員。

○委員（村田弘司君） ちょっとお伺いですが、デジタル推進は……（発言する者あり）デジタル推進部ですよね。この所掌事務がこちらに載っておりますが、トップでアとして行政のデジタル化の推進に関することというふうにあります。

ここはあれですか、各課それぞれデジタル化について動いていくだろうと思えますけれども、それを統括して恐らくやるという意味だろうというふうに感じるんですが、そのネットワークっていうか、各部署とのネットワークについてはどういうふうに動くようになっておるか、今の時点でお話しできれば聞いておきたいと思えます。

○委員長（猶野智和君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの村田委員からの御質問にお答えいたします。

まず、現状では、事務分掌として一番最上位に位置づけております。これは――

行政組織としてですね。これは、組織横断的にデジタル化が必要、市政の業務全般においてデジタル化に関する事柄が多いから、そういうふうにしておるわけでございます。

現状のところ、まだその部が始まっていないので具体的な取組はしておりませんが、全庁的な横断的な検討組織を立ち上げて、物事に対して——取組に対しまして、連携して取れるような体制をつくりたいと考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 大変結構なことで、全国でもこれは動くと思います。美祢市も他自治体に先駆けてっていう、トップを走るぐらいの気概でやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（猶野智和君） ほかにございせんか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 小さな話です。言葉遣いです。名称です。

デジタル推進部となっておりまして、説明書きには、行政のデジタル化の推進と、こうなってます。これ、全国的にデジタル推進部とおっしゃるのか、デジタル化推進部のほうがより適切なような気がします。

例えば、六次産業——六次産業推進ってちょっとおかしいんですよ。六次産業化推進と。六次産業っちゅう産業はないんですよという意味でのあれです。

別にこだわるわけじゃないんですが、念のためにお伺いしました。

○委員長（猶野智和君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの坪井副委員長の質問にお答えいたします。

この名称に当たりましては、当初、デジタル化推進部でありますとか、デジタル自治体推進部という名称の案も検討してまいりましたが、その中で、他市の事例も見まして、デジタル化というよりもデジタル推進部のほうがイメージとして強力に推進していくイメージが全般的にあるということを本市では判断いたしまして、デジタル推進部といたしました。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） この件については総括質疑でも行いましたけれども、ちょっともう少し細かく質問したいと思います。

まず、現行が総務部と総合政策部になっておりまして、今後はそれがデジタル推進部と総務企画部ということで、今回改正される、そういった2つの部署に人員的に職員がどのように配置人数になるのか、その辺がもし分かれば、まず教えていただきたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えします。

人員配置につきましては、人事異動がまだ発表されておりませんので、ここでちょっと申すことはできないんですけども、感じとしましては、デジタル部が出来上がって、現状の——現行の総務部と総合政策部が一緒になりますので、新しい総合企画部については、総務部と総務——現行の総合政策部のメンバーというか、人員構成——組織としての構成、人数としてはそういったイメージになると考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それで、今後はっきりしてくるんでしょうけど、デジタル推進部ですので、かなり専門的な知識が必要になっていくんじゃないかと思います。そういった面で、デジタル——今の市の職員以外に、こういった専門性を持った方を募集——公募するのかどうか、この辺についてはどのようなお考えでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

現状では、専門的人材の登用、必要性は感じておりますけども、具体的にどこから——どういうところから、どういうふうに人材を登用しようでありますとか、協力を願うという具体的なことは、現状では決まっておりません。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） いろいろ今後の対応ということで進んでいくということでしょう。

それで、普通、マイナンバーカード、20%が今大分増えて30ぐらいになりつつあるんじゃないかと思います、マイナンバーカードの発行ですね。それで、それを今、例えば印鑑証明を取るときに、カードを持っていったら、もうそれだけですぐ発行

してくれる。非常に簡素化が進んでるんですけども、こういったマイナンバーカードの発行、今後デジタル推進部が力強く推進していけば、今、大体20程度のものが一気にこの一、二年で80%ぐらいにまでなっていく、そういった想定をされてるかどうか、最後に質問です。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

今度創設されますデジタル部の主な業務というか、取り組むべき課題の1つとして、マイナンバーカードの普及促進を考えております。

マイナンバーカードにつきましては、今現在で普及率が美祢市では26%程度でございまして、これは国の推進するデジタル化の基盤の根幹部分でもありますので、本市としても総力を上げて普及促進に取り組んでいきたいと考えております。

具体的な数値目標は示しておりませんが、そういう体制が出来上がりますので、あらゆる機会に普及啓発推進に取り組みたいと思っております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 今の質問に連想したんですけども、国において、デジタル庁っていうのが新設されます。この地方自治体の今のデジタル推進部ですかね。その役割とか機能の分担なんですが、さっきの質問のように、何かシステム設計をトータルでするというようなことは、デジタル庁でおやりになるわけですね。そうすると、地方公共団体のデジタル推進部っていうのは何をするんですかね、基本的には。デジタル化という意味からいうとね。その役割分担がちょっとクリアでないんでお伺いします。

○委員長（猶野智和君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 坪井副委員長の御質問にお答えしたいと思います。

坪井副委員長言われますとおり、デジタル化につきましては、国を挙げてやっております。現在盛んに言われておりますシステム共通化でありますとか標準化について、設計——大きな設計部分については国のほうで示しておりますが、その設計の指針を県を通じて、さらに県は、その配下の市町を統括して推進していく立場が県でございます。

実際、末端の市の部分でございますけども、現行、国の示しているデジタル化につきましても、具体的に業務内容で申しますと、まず自治体の情報システムの標準化・共通化、これを末端組織としてつくり上げること、マイナンバーカードの普及促進、それから行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進、それからテレワークの推進、セキュリティ対策の徹底、これが国・県・市を上げて取り組むべき課題と今されているところでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） 恐れ入ります。議長の――委員長の許可がありましたので、ちょっと発言させていただきます。

デジタル推進部の中に、行政改革の推進に関することというのが入っております。総務企画部のほうに組織及び定数に関することと。こういうふうに私から見たら、なんかこう仕事が分かれてるようなんですね。

先ほど坪井副委員長が言われたように、デジタル推進部が恐らく頭になって、各課のデジタル化に――の機関車役をやっていこうと、こういうことから、ほぼ国がそういう形で12省庁を押さえてやっておりますよね。そうした意味から、することについては評価いたしますが、行政改革、あるいは――どう言ったらいいですか、機構改革、業務分掌等、どこがやるのですか。これ、総務・企画が一緒になることは反対じゃないんですね。

併せて、今回、例えば業務部が統合したとか、そうした大きな意味での組織改革をされるならば理解できるんですが、なぜ総務と企画部――総務企画――総合政策部が総合企画部になって、総務企画――企画部になって、なぜ業務部はいらわなかったのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○委員長（猶野智和君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの竹岡議長の御質問ですが、総務企画部の中の所掌事務として、組織及び定数に関することというを挙げておりますが、組織機構の改革等につきましては、当然、デジタル推進部の中に行政改革の推進に関することという所掌義務がありますので、こう一体的といいますか、デジタル推進部で単独にということではなくて、もちろん旗を振りつつ、総務企画部と一体――一体になって改革するというイメージで、このような所掌事務の振り分けにしております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） 恐れ入ります。正直言って、御回答がピンときません。

デジタル推進部が機関車役となってやるならば、そちらに移管すべきであってですね。にもかかわらず双方で何をやろうとされてるのがちょっと見えないんですね。

先ほど申し上げましたように、例えば業務部を統合する、観光会計も地方公営企業会計は会計処理だけやってるということで、予算規模もそんなに大きいものじゃないし。そうした業務部、あるいは上下水道は法的にできるかどうか分かりません。そうしたものを、いわゆる改革をしていこうということでの——なのか。

単純に行政改革っていうのは、評価されて分析をされて終わりというのがこれまでの作業なんですよね。

どういうふうに取り組もうとされてるのか、市長の明確なこのビジョンが分からないんですよ。それをやっぱり示していただきたいんですが、いかがなんでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 竹岡議長のただいまの質問の中で、業務部の組織改革も含めて、デジタル推進部並びに総務企画部の組織改正と同時に、併せて業務部のほうもやるのが当然ではないかといいますか、そういう御意見だと思えますけれど。

市長のほうの考えとしても、当然業務部のほうの組織改革、編成改正も含めて念頭にあると思えますけれど、直近でいえば、このたびはこの2つの組織の改正を提案させていただいてるわけですけど、近々に——早くいえば来年度——次年度においては、当然そういう業務部の組織改革編成も含めてやる考えだと思えますけれど、このたび、それに先立ってデジタルということが、とりわけ新庁舎——2年度後先の新庁舎の建築、供用開始に間に合わせるために、2年という時間的な制約の中で、待ったなしの状況で、デジタル推進を——行政のデジタル化を強力に推進していかなければならないということで、このたび、このデジタル推進部を新たに創設し、総務部と総合政策部を合体させた総務企画という組織編成での提案とさせていただいたわけでありましてけれど、竹岡議長の御意見のとおり、業務部等の組織改革編成の見直しも今後の重要な課題だというふうに捉えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） 今申し上げたように、例えば業務部の統合とか、お尋ね最初にしたのは、デジタル推進部に行政改革の推進に関すること、それから、総務企画部は組織及び定数。当然、人事権——人事とかは総務企画部にあるから、ここで組織・定数ということがうたわれているんじゃないかな。

しかしながら、どっちの部が柱となってやられるのかが読み取れないんですよ。それをお尋ねしたんです。市長がどう考えてるのかというのが、ちょっといまいち見えてないんで。

これ、先ほど岡山委員もおっしゃったと思うんですが、やはりIT業務の標準化、それから情報の活用、それからサイバーセキュリティの問題、こういうのをやっていくためには、知識と技術がある人が必要——当然必要になってくるだろうと思うんですね。その辺の説明を含めて、再度お答え願いたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 竹岡議長の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の組織及び定数に関することが総務企画部、行政改革の推進に関することがデジタル推進部ということで、事務分担をしているということで、どちらがリードしていくのかっていうのが見えないということですけど、現時点におきましても、総務部に組織及び定数に関すること、総合政策部に行政改革の推進に関することということで、それぞれ2つの部に——で担当しておりますけれど。

行政改革は市政全般といいますか、住民生活に密接に関わる行政分野に係る分からは、幅広く市政全般の行政改革の推進に関することということで、その業務を行っておりますし、組織及び定数に関することは、庁舎内の人事、組織等に関することに該当します。

相互に密接に関わってきておりますけれど、それぞれの部において、お互いに情報連携取り合いながら、行政改革の目線から、あるいは組織の内部からの目線からの協議を進めて、それぞれの事務分掌を遂行していきたいと——いければというふうに考えております。

それから、人材登用の件につきまして、竹岡議長の言われるとおりでありますけれど、専門的な人材——デジタルの人材を登用するということは、各自治体とも同

様な認識もありますし、大きな課題でもあります。自治体で常用——常に任用するというのが、なかなか民間のそういう人材の方が自治体のほうの職員といいますか、雇用形態に入られるというのがなかなか難しいというのが現実でありますし、国においては、そういう方をきっちりとした形で人材を登用するという方針を取っておられますけれど、山口県、県庁においても、そういうことを念頭に置いて、新年度考えられておられるようです。

県内市町の各自治体において、直接雇用というのがなかなか難しいところがありますので、美祢市としても周辺市町と連携を取りながら、共同でそういう対応——人材の——デジタル人材の雇用につながる——雇用といいますか、知識を……連携を取って、そういう方の業務に派遣していただけるような状況で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） 恐れ入ります。質問が3回ということですからやめましたけど。

私は、行政改革っていうのは、やっぱり組織、財政、これをどう改革していくかっていうのが大きな焦点だろうと思うんですね。したがって、両方でっていうんじゃないくて、どっちかが集中してやられる。私はそのほうがいいと思うんですね。

せっかくデジタル部が1番に上がってきてきましたよね。国が、先ほど申し上げました12省庁ですか——の上に今デジタル庁を置いたですよ。それは、やはりそれぞれの省庁に指導的な立場を取ろうとされている。それは分かります。美祢市もそうしようとされていることは理解できます。

しかしながら、行政改革、いわゆる行政サービスを市民の皆さんが、人でないと受けられない行政サービスもある。それから、内部処理はもうデジタル化でほとんど済みます。

そうしたことからすると、やはり行政改革っていうのは、やっぱり組織をどう改

革していくかという大きな命題だろうと思うんですが。できれば、はっきりと、例えば総務企画部がやるのか、あるいはデジタル部がリードするのか、お決めになってやっていかれたらなど、このように思っておりますし、それから、令和3年度にせつかくこれをやられたんで、せめて4年か5年、庁舎が新しくなるまでにはもっともっと組織変更されて取り組まれたらなああと、このように思っております。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第20号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号美祢市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 議案第21号は、美祢市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正についてであります。

押印の廃止等につきましては、現在、国において、書面・押印・対面に基づく行政手続の抜本的な見直しが図られており、本市におきましても同様に見直しを進めているところでございます。

行政手続の簡素化を図るため、このたび、国の押印廃止に関わる行政不服審査法施行令の改正による美祢市固定資産評価審査委員会条例の改正のほか、美祢市職員の服務に関する条例及び美祢市火入れに関する条例における押印に関わる箇所を削除するものでございます。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第21号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号美祢市公共施設あり方検討委員会条例の廃止についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。早田企画政策課長。

○企画政策課長（早田 忍君） 議案第22号は、美祢市公共施設あり方検討委員会条例の廃止についてであります。

美祢市公共施設あり方検討委員会は、美祢市公共施設整備計画の策定や、策定のため重要と認める事項の審議を行い、市長に答申することを目的として設置されたものであります。

本委員会の委員の任期は、市長が委嘱した日から答申を行った日までと規定をされているところでございます。

しかし、実態として、計画を策定して終わりではなく、答申を行った日以降も委員会に計画内容の充実と、個別計画の策定や進捗管理を行われてきたところでありますが、条例と実態に乖離が生じているものであります。

また、公共施設等の適正管理の進捗に関して意見を伺う場合は、美祢市公共施設あり方検討委員会と美祢市行政改革推進委員会の2つの団体が存在しており、所掌事務が重複し、審議会を整理する必要があると考えております。

今後、人口減少や新型コロナウイルスの影響により、歳入の減少、さらに少子高齢化による社会保障費等、歳出の増加で市の財政は一層厳しさを増すことが考えられるものであります。こうしたことから、市全体の行財政改革の枠組の中で議論いただくことが最適であると考えたものであります。

したがって、公共施設の適正管理を美祢市行政改革推進委員会において推進するため、美祢市公共施設あり方検討委員会を廃止するものであります。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 私、勉強不足で、公共施設あり方検討委員会ってのがあるということをよく存じませんでした。

今、廃止して、行財政改革の方向に持っていくということなんですが、今まで、このあり方検討委員会ちゅう組織の活動実績ってというのはあったんですか、ないんですか。

あり方検討——公共施設のあり方検討ってのは何か言ってるようで、何の中身も私は感じないんですけども。そもそも、従来のやつは——もうやめるんだからいいんだけど、何のために何をしようとしたんかということをお尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 早田企画政策課長。

○企画政策課長（早田 忍君） 坪井副委員長の御質問にお答えをします。

公共施設あり方検討委員会につきましては、平成26年に総務省のほうから公共施設等総合管理計画の策定の依頼があったものでございます。そうしたことから、本市においても公共施設のあり方の検討をするために設置をしたところでございます。

実績といたしましては、平成26年度に美祢市公共施設等総合管理計画の策定を行い、また、先般、議会のほうに御説明をさせていただきました第一次美祢市個別施設管理計画などの策定を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） つまり活動実績があったということですよ。だけど、そんな活動はよしにして、行政改革の検討会のほうに移管したいと、こういう意味ですか。

公共施設のあり方っていうのは、なんか分かったようで分かんのですよ。もともと何をやるんです。例えば余計な施設を造り過ぎたとかね、そんなのやめてしまえとか、そういうことをやるんですか。何やるかよく分かんないですよ。もう一遍説明してください。

○委員長（猶野智和君） 早田企画政策課長。

○企画政策課長（早田 忍君） 坪井副委員長の御質問にお答えをします。

公共施設の整備管理計画におきましては、過去に建設をされた公共施設が、これ

から大量に更新時期を迎えたり、一方で地方公共団体の財政はますます悪化をしていくというような状況にあるわけでございます。さらに、人口減少等によって、その施設によつての——よつて利用需要も変わってくるというような状況でございます。

それらを踏まえて、自治体が保有をする施設全体の最適化を図るために行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第22号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よつて、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号美祢市新総合支所庁舎等整備有識者会議設置条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。志賀美東総合支所長。

○美東総合支所長（志賀雅彦君） 議案第23号は、美祢市新総合支所庁舎等整備有識者会議設置条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、新総合支所庁舎等整備に関して専門的な見地から設計業務に必要な意見や助言をいただき、より適正かつ効率的な庁舎等の整備を行うため、委員の任期を実施設計の完了まで延長するために所要の改正を行うものであります。

2ページのほうを御覧ください。

所掌事務の第2条に（3）新総合支所庁舎等整備の実施設計に関することを追加し、委員の任期の第4条の基本計画及び基本設計を実施設計に改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第23号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号美祢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 議案第24号は、美祢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

これは、行政課題に迅速・的確かつ柔軟に対応できる機能的な組織とするため、現行の係制から班制へと移行することに伴い、係長を主査に、課長補佐を副主幹に補職名の改正を行うとともに、管理職の職務・職責を端的に反映できるよう管理職手当の定額化に併せ、手当の上限額を国、他市に倣い、職務の給与における最高の号給の給与月額額の100分の10と改正するものでございます。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。村田委員。

○委員（村田弘司君） お伺いしますが、これは行政改革の一環というふうに考えてよろしいのでしょうか。まず、そこをお伺いしたい。

○委員長（猶野智和君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの村田委員の御質問お答えいたします。

行政改革の一環と捉えていただけて結構です。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） それであるならば、恐らく行政コストの低減もこの行政改革の大きな命題だろうと思います。

これによって、この現行からこの改正案に変わることによって、どの程度の行政負担の軽減化が図れるか、ちょっと概要でよろしいですから御説明願えますか。

○委員長（猶野智和君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの村田委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、係長制から班制に移行した背景を申したいと思いますが、現行の係長制は、指揮命令系統ははっきりしておりますけど——ので、責任や権限の明確化、こういったものは保ちやすいといった長所がございますが、その反面、階層が多いことから、意思決定までに時間がかかり、係間の壁がまたできやすい。また、係間の班間の調整がなかなか難しいという点がございます。

これを踏まえ、この改善のため、少人数の係を大きくひとくりにいたしまして、班を導入し、組織のフラット化を進めると。そのことによりまして、様々な行政課題に迅速・的確かつ柔軟に対応できる組織としたいということでございまして、言ってみますと、本市においては、小さい自治体で職員数も数も少ない。ますます多様化する行政課題、そういった仕事に対しまして、現行の体制よりもスリムにフラット化を図って無駄をなくすということで図りたいということですので、当然行政コストでありますとか、職員の負担軽減につながるものとして、この班制を導入しているものでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいま、竹内課長のほうから答弁いたしましたが、もう1つ、第12条の関係で、第12条第3項を改正しております。これは何かと申しますと、管理職手当についての改正であります。

現行では、それぞれの職員の給料の率で支給しておりますので、同じ——例えば同じ課長であっても、職員によって差がありますけれども、それを役職ごとに定額制にするという改正を行うものであります。これによって、約年間100万円程度の

人件費の削減につながっております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 非常に丁寧な説明ありがとうございます。

それで、先ほど竹内課長のほうから言われた、先日の予算決算委員会で篠田市長のほうにもお伺いした件なんですけど、今、班という言葉が出ましたよね、ですよね。篠田市長は、班制をひいて——1班、2班の班ですよね。ひいて、非常に行政効率の高い、指揮命令系統がスムーズにいくような組織に変えますということだったですね。

そうすると、給与に関係する——これ給与の条例の改正ですよね。班長とか、そういうものが存在するだろうと思うんですよ。ただ班をつくって、全然その責任者がいないでおるということは、非常にどう考えてもどうかなというのがありますんで、そうなる、その班長というのはどっかに出てくるんですか。

班長については、職員の給与に対してどういうふうな手当てを与えるとか、そういうことはいいんでしょうか。

これでいくと、単純に係長が主査及び係長に、課長補佐が副主幹及び課長補佐というような形に変わってますけれども、その班制をひいたときの班長の役割、また、この給与条例に関わる班長の位置づけっちゃうのはなくてもいいんでしょうか。ちょっとお伺いしたいんです。

○委員長（猶野智和君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの村田委員の御質問にお答えしたいと思います。

現行の職制の改正は、名称に係長・企画員を主査等に変えることはしておりますけれども、職制の号級ですね、こちらのほうは変えずに、その名称だけ変えるということにしておりますので、給与等の金額の——額の改正等を行う予定としておりません。

しかしながら、補職名として、班長というのは確かに存在いたしますので、現行の係長や企画員でありますとか、主幹・課長補佐、これ変わりますけど、これに併せて新たに——何と申しますか、業務上の補職名となる班長がそれに併せてつくというイメージでございます。

以上であります。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 補職名という意味、よく分かります。

そうすると、例えばここで4級の主査の方が班長の役を担ったということになりますと、そうすると、今までやっておった主査としての仕事以上の役割、責任を負うわけですが、それは補職としてだけを与えて、権限は大きくなったけれども、それに対する報酬はないという理解でよろしいですか。確認です。

○委員長（猶野智和君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、報酬はつきませんので——手当は新たにつきませんので変わりませんが、職責が大きくなったというよりは、大きくなる部分もあるかもしれないんですけども、全体としては組織をフラット化いたしますので、現行の業務内容と、現行の係長でありますとか課長補佐の業務と大きくは変わらないと考えております。

いずれにいたしましても、班長という名がつくということで手当がつくということはないということをごさいます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） まず、班長というものについては、条例ではなくて規則のほうで定めることにしております。

班長は——誰が班長をやるかということですけど、4級以上の職員。新しい改正後でいいますと、係長というのは一部の職場に残りますけれども、主査——4級が主査、5級が副主幹になりますので、それらの人が班長を務めるということを想定しています。

新たに職責が大きくなったというよりも、むしろ現在でも、係に係長がおっても、その上に補佐——単独の補佐とか主査とかがおって、その系の業務をやって、実際の責任者は係長というのがいても、その上の補佐が実際の責任者になっておるといような職場が結構多数に見受けられますので、そういう状況を整理するという意味合いもあります。

ですから、組織をこれからの多様な——柔軟に即座に対応できるという意味合いもありますけれども、現在もう既にそうなっておるとい状況もありまして、それらを整理するという意味合いも含んでおります。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 規則で班長については定義をするという意味合いも分かりません。

そうすると、非常に、班をひくことによって行政効率を上げてスムーズにいくという説明を受けとったから、班っていうのが、恐らくかなりのこの機構改革の中で出てくるんだろうというふうに私は期待をしておったんですけども、今の説明を聞くと、係長が肩書はあったけれども実質的には係長の仕事をしてなかったと。その上位にある、例えば主査であるとか、主幹である副主幹の方とかがやっておったんで、係長という職責はもうこれからなくしていこうということですよ。

そうすると、例えば小さい組織ですけども、長年勤めていって、ようやく係長になれたということがその仕事上のモチベーションにもなりますし、それまで以上の力を奮える——機会を与えられることにもなります。

この小さな組織の中で、職責がなくなっていくというのも、職員のモチベーションを維持する上においてどうかなっていくものもありますね。

それが財政的に、賃金として、その係長を置いとくがために莫大なコストがかかって、職員のモチベーションの維持以上のマイナス部分が大きいから変えていくというのなら分らんことはないんですが、県なんか班制をひいておるから、それに倣って、見栄えも聞こえもええからという形でするんであれば、あまり意味がないなという思いがしますが、どうでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの村田委員の御質問にお答えをいたしますが、御存じのことと思いますが、現在の美祢市の組織で、係がそれぞれの部署に設置されておりますが、係も、その人員が1人とか2人とかいう係は結構あります。

そうすることによって、その係はどのような業務をやっておるかということは、一見非常に分かりやすく、働く職員も働きやすいということは十分理解しておりますが、反面そのことによって、年度のその時期によって、ある係は夏場は非常に忙しいと。ところが冬場はそうでもないというようなときに、職員の数も少ないということで、その業務の遂行する上で非常にマイナス面が出てくるようになったということもあって、それらの小さい係を大きくくりにして、そして班という組織の中に

位置づけて、業務の班間とか、量の多い少ないということに柔軟に対応できるようにという意味合いも含んでます。

先ほど、せっかく苦勞して係長になるというモチベーションがなくなるということもおっしゃいましたけれども、係長という役職はなくなりますけれども、係長・主査というふうになりますが、給料が下がるとか、仕事が全くなるとか、そういうことはありませんので、一概にもそのモチベーションがなくなるということではないのではないかとというふうに私どもは整理しております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） ありがとうございます。

というのが、班制をひくということがたびたび出てきましたんで、市民の方からすると、小学校、中学校の班長とか、そのイメージの班ですよ。だから、行政が——市がどういう思いを持ってこの班制をひこうとしてるかということはこの場でつまびらかにしたほうがいいと思いましたんで。私もかつて市長してましたから、あなたのおっしゃることよく分かってます。その上でいろんなことを聞きまして、大変えらかったかもしれないけど、竹内課長も非常に難しい——難しい顔しちよつてやけど、あなたの説明も田辺部長の説明もいただきましたんで、市民の方もこのMYTを見られてよく理解できたと思います。ありがとうございました。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第24号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号美祢市ががんばる企業応援資金融資制度利子補給基金条例の制定

についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。西村商工労働課長。

○商工労働課長（西村明久君） 議案第25号美祢市がんばる企業応援資金融資制度利子補給基金条例の制定についてであります。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける市内事業者に対する経済的支援を目的に制定いたしました、美祢市がんばる企業応援資金融資制度利子補給金に要する経費の財源とするため制定するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） お尋ねします。

この条例の失効は、令和6年5月31日となっておりますが、この根拠はどこから来ていますでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 西村商工労働課長。

○商工労働課長（西村明久君） 山中委員の御質問にお答えいたします。

これにつきましては、利子補給金の受付期間を3月31日まで受付分までということにしておりますので、差し当たり3月31日までで終了ということになるんですが、出納期間、それからお金を支払いをするというふうなことになるケースもございますので、出納閉鎖期間を考慮して5月31日までとしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それでは、令和6年にされた根拠は何でしょうか。

○委員長（猶野智和君） 西村商工労働課長。

○商工労働課長（西村明久君） 美祢市がんばる資金——がんばる企業応援資金融資制度利子補給金の制度につきまして、3年間ほど利子補給を補助いたしますというふうなことにしておりますので、令和6年度——令和6年5月31日としたところがございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第25号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号美祢市消防本部及び消防署設置条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。有吉消防次長。

○消防次長（有吉武士君） 議案第33号は、美祢市消防本部及び消防署設置条例の一部改正についてです。

これは、現在、建設中の美祢市消防庁舎・消防防災センターの完成後に消防本部及び消防署の機能を現消防庁舎から移転させることに伴い、その所在地が変更となることから所要の改正を行うものです。

なお、消防庁舎・消防防災センター建設工事は、令和3年3月25日の完成期日として順調に進捗しておりますが、消防本部及び消防署の機能を移転しての供用開始につきましては、通信指令機器、デジタル無線機器等の災害対応に必要な機材を段階的に移転させた後となりますので、本条例改正の施行期日につきましては、別に規則で定めることとしております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第33号を採決いたします。本案について、原案のとおり

決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の入れ替わりがありますので、暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時50分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、委員会を開きます。

次に、議案第12号令和3年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。吉村上下水道局施設課長。

○施設課長（吉村昌展君） それでは、議案第12号令和3年度美祢市環境衛生事業特別会計予算について御説明いたします。

本特別会計は、秋吉台地域と広谷地区の良好な自然環境を保全するための地域し尿処理施設を管理運営する会計でございます。

一般会計・特別会計予算書の19ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億179万円と定めるものでございます。

まずは、歳出から御説明いたします。

環境衛生事業特別会計予算に関する説明書の438ページを御覧ください。

1款環境衛生事業費・1項総務管理費・1目一般管理費538万9,000円で、前年比30万3,000円の増でございます。

次に、2目施設整備費として8,125万円を新たに計上しています。

これにつきましては、秋吉広谷浄化センター整備事業でございまして、現在、秋吉広谷地区の環境衛生施設であります秋吉地域し尿処理施設が供用開始後、約48年が経過し老朽化していることから、新たに施設整備を行うものでございます。

右ページの下に、説明欄001秋吉広谷浄化センター整備事業の設計委託料として8,125万円を計上しております。

次に、440ページを御覧ください。

2項維持管理費・1目処理場管理費1,495万1,000円で、前年比72万5,000円の減

でございます。

主なものとして、右ページ、説明欄001上から3行目、光熱水費を456万7,000円、同じく上から6行目、管理委託料を549万5,000円計上しております。

次に、歳入ですが、434ページを御覧ください。

1款分担金及び負担金は、前年と同額の3万円を計上しております。

次に、2款使用料及び手数料は260万3,000円で、前年比294万7,000円の減。

これにつきましては、令和2年度において、新型コロナの影響により環境衛生事業費使用料の減少が見込まれることから、令和3年度においても令和2年度と同額程度で計上しております。

次に、3款繰入金・1項他会計繰入金・1目一般会計繰入金1,321万9,000円で、前年比280万円の増でございます。

次に、2目観光事業会計繰入金463万8,000円で、前年比12万5,000円の減でございます。

次に、諸収入、諸収入は、前年と同額の20万円を計上しております。

次に、436ページを御覧ください。

5款国庫支出金は3,610万円で、これは、先ほど歳出で御説明いたしました秋吉広谷浄化センター整備事業での補助——補助金となります。

次に、6款市債は4,500万円を計上しております。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 幼稚な質問でごめんなさい。広谷浄水場の施設費ですが、これは水道会計のほうじゃなくて、なして環境衛生に入っとるんでしょうか。単純な疑問です。

○委員長（猶野智和君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 環境衛生事業につきましては、企業会計でなくて、特別会計として運営をされておる事業でございます。

これはまだ、公共下水道事業との統合を果たしておりませんので、特別会計事業として実施をしておるということで、ここで御説明をさせていただいておるという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） なんか分かったような、分からんような御説明ですが。

じゃあ、何ですか、統合ができたならこれはどうなんですかね。この設備自体がもう要らなくなるんじゃないくて、水道事業と統合できたなら、今度は水道会計なるんですか。

○委員長（猶野智和君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） まず、共通確認として、この環境衛生事業につきましては下水道——汚水処理施設事業ということでございますので、平たくいいますと、水道事業ではございません。あえていいますと、公共下水——下水道事業ということで捉えていただければというふうに思います。

今後の企業会計への統合ということでございますけれども、ただいま、この環境衛生事業につきましては、環境省が所管をいたします事業として取組を進めておるところでございますけれども、今後、今の既存の施設を更新するに当たりましては、昨年7月ですか、都市計画審議会等にも諮りましたけれども、今後は公共下水——公共下水道事業として運営を進めていく予定でございます。今、この環境衛生事業につきましては、令和8年度に新たな施設として生まれ変わる予定でございますけれども、その際には、公共下水事業として、現在の公共下水道事業会計のほうに統合するという計画を今進めておるところで御理解いただけたらというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第12号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和3年度美祢市水道事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎上下水道局管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第16号令和3年度美祢市水道事業会計予算について御説明をいたします。

では、予算書1ページを御覧ください。

まず、第2条業務の予定量でございます。業務の予定量につきましては、上の表の計の欄を御覧ください。

1号の給水戸数は、美祢・美東・秋芳地域を合わせまして1万80戸、2号の年間総給水量は257万1,000立米、3号の1日平均給水量は1,043立米を予定しております。

次の2ページ目を御覧ください。

4号、主な建設改良事業でございます。

上から、上野・秋吉地区水道統合整備事業として1億7,540万円、麻生地区水道統合整備事業としまして1,980万円、消防庁舎・消防防災センター配水管布設事業としまして2,600万円、管路布設替事業としまして1億1,160——1億1,468万円、水道施設整備台帳管理システム作成事業としまして4,095万円を予定しております。

続きまして、第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入につきましては、水道事業収益は7億5,375万6,000円。

内訳としまして、営業収益が4億2,050万7,000円、営業外収益が3億3,324万9,000円でございます。

一方、支出ですが、水道事業費7億4,378万4,000円でございます。

内訳としまして、営業費用が7億41万3,000円、営業外費用が4,285万1,000円、特別損失が2万円、予備費が50万円でございます。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額でございます。

まず、資本的収入は4億1,975万5,000円。

内訳としまして、企業債が2億4,300万円、繰入金が33万7,000円、負担金及び寄附金が2,875万円、出資金が1億4,766万8,000円でございます。

一方、資本的支出は6億8,445万2,000円。

内訳としまして、建設改良費が4億2,656万円、企業債償還金が2億4,789万2,000円、予備費が1,000万円でございます。

第4条資本的収入及び支出の条文の括弧書きを御覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億6,469万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,518万3,000円、過年度分損益勘定留保資金8,798万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,153万2,000円で補填するものであります。

続きまして、予算の主なものは、前年度と比較して予算実施計画書で御説明を申し上げます。

予算書の4ページ、5ページを御覧ください。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、4ページの一番上の行になりますが、水道事業収益の予定額は、前年度と比較しますと2,417万8,000円の減額でございます。

1項の営業収益につきましては、前年度と比較しますと2,279万7,000円の減額です。給水収益につきましては、3地域の合計で2,499万5,000円の減額の見込みとしております。

次に、第2項の営業外収益につきましては、前年度と比較しますと138万1,000円の減額でございます。

次に、支出ですが、8ページを御覧ください。

水道事業費の予定額は、前年度と比較しますと3,178万7,000円の減額でございます。

1項の営業費用につきましては、前年度と比較すると3,060万1,000円の減額でございます。

8ページから11ページにわたりまして、原水及び浄水費が前年度比較で3地域合わせまして494万3,000円の減額であります。

こちらは、主にポンプ場の運転管理業務の委託料の減額によるものでございます。

10ページから17ページにわたりまして、配水及び給水費ですが、前年度比較で3地域合わせまして3,811万8,000円の減額でございます。

こちらは、主に人件費、委託料及び修繕費の減額によるものでございます。

続きまして、第2項営業外費用です。

22ページ、23ページを御覧ください。

本年度予定額は、前年度と比較しますと118万6,000円の減額でございます。

こちらは、主に企業債利息の減額によるものであります。

続きまして、資本的収入及び支出の御説明をいたします。

24ページ、25ページを御覧ください。

収入では、一番上の行になりますが、前年度と比較しまして三千五百——3億5,955万8,000円の減額であります。

こちらは、主に企業債の減額によるものであります。

26ページ、27ページを御覧ください。

支出の合計は、一番上の行になりますが、前年度と比較しまして3億5,157万1,000円の減額でございます。

こちらは、主に建設改良費の減額によるものであります。

最後に、予算概要資料4ページ、5ページを御覧ください。

令和3年度美祢市水道事業予定損益計算書です。

その5ページ目の下から3行目になりますが、この予算によります令和3年度の予定損益は2,590万5,000円の純損失となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 続きまして、さきの本会議初日におきまして、本議案に係ります資料請求を含めて質問も複数ございましたので、その件について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、令和3年度美祢市水道事業会計予算の予算書に主な建設改良事業として掲げております、上野・秋吉地区水道統合整備事業1億7,540万円の事業概要についてでございます。

資料として、上野・秋吉地区水道統合整備事業計画図を提出させていただいております。

これは、この事業に係ります工事が開始されました平成29年度以降の工事の概要も併せて、参考として記載をさせていただいております。

なお、令和3年度において予定をされております工事概要については、赤色で着色をいたしましたものでございます。

この図面の一番左側の延長200メートルの工事につきましては、これは第2配水池と、それと令和元年度に布設した送水管との間に、上野・秋吉方面へ水道水を送る専用の送水管を布設するものでございます。

次に、附帯工事（舗装）につきましては、令和2年度に送水管を布設するために掘削した道路の一部、延長3キロメートルの舗装を実施するものでございます。

最後に、美祢地区における3か所の橋梁添架工事につきましては、山口県との河川協議も整えましたことから、送水管を橋梁に添架するための工事を実施するものでございます。

また、伊佐町の後迫橋、秋芳町の前田橋及び随徳橋の橋梁添架設計につきましては、今後工事を実施するための設計業務を実施するものでございます。

次に、当該事業に係る事業計画について、各年度ごとに事業費を示した上で、当初計画と今回の変更計画との比較を示してほしいということであったというふうに理解しております。

今送信をさせていただきましたけれども、まず、当初計画、令和5年度供用開始の事業計画でございます。

上下2つ表がございますけれども、上の表の一番下に総事業費計として29億4,577万9,000円と記載してございます。これが総事業費でございますけれども、そのうち、令和3年度におきまして7億30万円、それから令和4年度に12億1,053万2,000円と、この2か年間に業務量が集中をしておる形となっておりますけれども、これまでの事業進捗を踏まえ、また、令和5年度に供用開始をするという、その実現に向けた事業計画がこの資料でございます。

なお、令和5年度に予定をしておりますけれども、送水管・配水管施設に係る6,620万円の工事につきましては、上野・河原地区、いずれも既に稼働しております地域の工事でございます。全体の供用開始には影響がないものというふうに考えております。

続きまして、次のページにお進みを願います。

こちらが令和8年度供用開始の事業計画案でございます。総事業費は、先ほどと同額の29億4,577万9,000円でございます。交付金の対象となります、令和4年度から令和7年度の間分散して事業実施を進める見込みというところでございます。

ちなみに、この赤色に着色してございますものが交付金対象事業でございます。

この3分の1の金額が交付金として交付されるものというふうに考えておるところでございます。

下の小さい表ですけれど——下の表に示してございますけれど、財源内訳の補助金の列、一番左に赤色で3億8,150万円の数値が記載されてございますけれど、これが令和4年度から令和7年度までの4年間の計画期間中に実施をすることで見込まれる交付金の試算をした総額でございます。

この件につきましては、今後、詳細設計が予定されておりますことから、事業費が変動する可能性がございます。また、入札の結果によっても数値が変動する可能性がございますので、その点は御理解を願いたいと思います。

続きまして、これらの交付金の効果は何か、市民に対するメリットを示せという御質問だったというふうに理解しておりますけれども、この件につきましては、特に資料のほうは作成してございませんが、まず収入の面から説明をさせていただければと思います。

この上野・秋吉地区水道統合整備事業につきましては、財源は企業債、いわゆる借金、それと手持ちの資金でございます一般財源によって事業を進めていく予定でございます。

この中で、企業債の一部を交付金に組み替えることにより、外部から借り入れる金額が少なくなる、こういったことが最大の効果として捉えておるところでございます。

また一方、支出の面から見ますと、借り入れた金額が少なくなることについて——少なくなることによって支払利息の金額も少なくなると、こういった効果がそれぞれあるというふうに捉えております。

この交付金という収入の確保と支出額の抑制というこの2つの効果によって、水道を利用される市民の皆様にとっての負担軽減につながるものというふうに考えておるところでございます。

私どもといたしますれば、経営の安定化を図ることによって確実な事業継続ができる体制を構築し、維持することが最大の市民——最大の市民サービスであるというふうに考えておるところでございます。この実現に向けた最大限の努力を続けていくということが重要であるというふうに考えております。

最後に、料金改定のスケジュールについてでございます。

まず、料金の改定に関わる基本的なルールとして、前回の料金改定の際に、審議会におきまして、料金の算定期間については料金の安定性、期間的負担の公平性、原価の把握等、将来予測が可能と思われる期間として、また、選挙による政治目的等に左右されないことを理由としたことから、算定期間を4年と設定したというふうにされております。

上下水道局といたしましては、この考えを前提といたしたいということをもまず考えております。

それでは、次回の料金改定がいつかということをございますけれども、前回の改定は、平成30年3月定例会におきまして御議決を賜りまして、施行日を平成30年8月1日とし、同年10月の検針分から現行の水道料金となっておる現状がございます。

しかしながら、前回の改定におきましては、13ミリ及び20ミリ、いわゆる小口径につきましては、美祢・美東・秋芳の3地域の料金の統一は実現はしましたものの、答申で示された料金の水準にまでは至っていないという認識でございまして、上下水道局といたしましては、まず、この小口径の料金改定を行った後に全口径の料金改定を行うことが適切であるというふうに考えておるところでございます。

また、この小口径の料金改定の時期につきましては、過去の委員会におきまして、令和3年度の改定を予定しております旨、答弁をさせていただいた経緯がございますけれども、現在のコロナ禍におきまして、不安定な社会情勢の下で市民の皆様へ負担の増を強いるということは適切ではないとの判断によりまして、現在それを据え置いている状況でございます。今後の新型コロナウイルス感染の状況を踏まえた上で、適切な時期での小口径の料金改定を実施いたしたいというふうに考えております。

したがって、次回の全体的な料金改定は、それが果たされた4年後というところから考えておるところでございます。また、その際には、さきに説明をいたしました市民に対する2つの効果によりまして、負担軽減につながるものというふうに考えておるところでございます。

以上が、先日いただいた御質問に対する説明でございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 工期が遅れるという理由の中で、交付金の申請ということがありました。新たな交付金が——新たなというか、以前からあった交付金けれども、有利な交付金が得られそうだというお話でしたが、これは全員協議会の説明では、平成二十何年でしたかね——26年か27年からあった交付金だと思いますが、この交付金を今まで美祢の水道事業において利用されたことがあるのか。これ、目的を見ますと、全く美祢市の水道事業に適するものだと思いますが、今までこの交付金を利用されてこなかったのかお尋ねいたします。

○委員長（猶野智和君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 山中委員の御質問にお答えいたしたいと思います。

今おっしゃられましたとおり、この制度そのものは平成27年度から創設をされたものでございます。

今回該当いたします上野事業につきましては、令和2年度6月——令和2年6月に改正をされた際に新たに新設をされました項目によって、この上野・秋吉が対象になったということをまず御理解いただけたらというふうに思います。

それから、平成27年度、この制度が創設された際に——以降に、該当した事業をこれまで5つの事業に対して行っております。

具体的に申しますと、平成27年度、28年度におきまして実施を行いました、四郎ヶ原・川東におけます簡水の統合整備事業でございます。それから、平成28年から令和元年度にかけて、厚保地域におきます生活基盤——生活基盤近代化事業として管路の布設替えを行っております。同じく管路の布設替えを於福町の金山地域で平成28年から令和元年度に実施をいたしております。また、さらに秋吉簡易水道の秋吉台配水池の改築を平成27、28年の2か年間で行っておるところでございます。最後に、秋芳地域の遠隔監視装置更新を平成28年度で実施をいたしております。

これらにつきましては、平成二十——平成31年度までの上水道と簡易水道の統合を条件に作成した事業計画に基づいて実施をするということが条件でございました。この事業を行うことによりまして、美祢市におきましては、平成29年度に上水道と簡易水道等を統合したと、そういう経緯がございます。

説明については以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 令和2年の改正において、今回の上野・秋吉の水道事業が対

象になったということですから、それまでは対象にならなかったのでしょうか。どうい理由で対象にならなかったのでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 先ほど申しましたとおり、複数の事業をこの交付金制度に乗せて実施をいたしておるところでございますけれど、簡易水道事業に対する、要するにこの制度上でのメニュー、この中に対象となるものがなかったということで、あくまでも前回、27年度から該当いたしました事業は、これは簡易水道事業として該当しておった事業でございますけれど、先ほど申しましたとおり、29年度以降、上水道として簡易水道——これまで簡易水道事業というふうに位置づけられましたものも上水道事業として位置づけられることとなりまして、それまで27年度当時該当となったものが該当しなくなったということでございますし、それ以降も令和2年に改正するまでに、現在水道——美祢市が行っておる水道事業の該当する事業がこのメニューの中になかったというところで御理解いただけ——いただけたらと思いますし、このたび改正をされて、そういう該当する事業がありましたので、そういった取組を進めてきたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 先ほど、この交付金を使うことによって工期を遅らせ、それが財政面の効果につながって使用者の負担軽減につながるというようなお話をされたと思います。

しかし、秋芳地域は、もう合併当時から、この軟水化については皆さん期待されておりまして、懸案事項でありまして、秋芳地域選出議員も一体となって運動を重ねてまいりました。

その結果、紆余曲折ありましたが、平成29年から工事が始まり、令和5年度には美祢市上水道の祖父ヶ瀬浄水場から上野・河原を經由して岩永・秋吉に高度処理された水が供給されることになっておりました。

この間、秋芳南部地域の一部の住民は、自衛手段といたしまして、自費で自宅に軟水化装置を設置し、定期的に塩を投入することによって硬度150から180を60程度に抑制して対策を講じていらっしゃいます。その方々に話を聞きますと、軟水装置購入費用は約30万円。塩代が2人家族でひと月ちょっと、4人家族となりますと、

それがもっと負担が大きくなるそうですが、更新時期も10年と言われているということで、もう10年後には、また30万の軟水装置を買い替えないといけないかもしれないというふうなことで、家計への負担、塩の投入も高齢になるにつれて難しくなるという不安があるとのことでした。

そして、ほとんどの家庭は、このような軟水化装置を設置されておらず、硬度低減化された水の供給を今か今かと待ち望まれています。

これ以上の工事期間の延長、使用開始時期の遅れは、様々なことへ影響を及ぼすことだと思います。例えば、移住・定住事業への波及。やっぱりインフラ整備ができていない、水がきちんとしていないところに住もうと思われる方は、ちょっと考えられるんじゃないかと思います。それから、高齢者のおひとり暮らしの方とか、生活不安から市外への転居をされる方も出てくるかもしれません。人口減少の加速が進むことも懸念されています。

どうか、いま一度計画の見直しをお願いしまして、もう令和5年には、もういい水が秋芳南部地域に——上野・河原地域ももちろんですけども、そちらに来るような御配慮をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 再度、変更計画案——先ほどちょっと一度お示しをしましたが、再度また発信をさせていただきました。

御配慮——非常に心情と申しますが、地域の皆様方の思われる件につきましては、私どもも胸が痛いわけでございますけれども、さはさりながら、私どもとしても経営というところもございますので、そういったところで協力を——の依頼をする以外ないわけですけども、今お示しをした変更計画案は、令和——今、令和7年度完成で令和8年度ということ供用開始のほうを伝えさせていただいておるところですけども、これは令和4年度から令和7年度、4年間で分散して満遍なくというような形でございますけれど、例えば具体的に申しますと、令和7年度の——令和6年度、7年度で予定をいたしております配水池の事業6億5,000万円あまりの事業ですけども、こういったところを国、あるいは県と協議をさせていただく中で、少しでも前倒しができるという可能性を捉えながら、そういったことでいろいろと工夫をしながら、少しでも——令和8年度と申しましたけれども、少しでも早い供用開始の実現というところも、今後進めていく必要があるのかなというふう

は捉えております。

私どもとすれば、財政的な非常に大きな問題だというふうに捉えておりますので、そういった面を御考慮いただきまして、そういった努力も私どももさせていただくという可能性を捉えていただきながら、ここはもうお願いという形であろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 私は、実は、この硬度の高い水を使っていないところに住んでおりまして、直接の利害関係者じゃないんですけども、意見を述べさせていただきます。

といいますのも、この水質の問題、硬度の問題、それから水道料金の統一の問題。これは、1市2町が合併する前からの、合併協議会のと時からの懸案事項です。そして——そして、合併して最初のときから、もうこの問題が提起されてました。

先ほど、山中委員がおっしゃったことを繰り返すまでもないんですけど、理路整然とさっきおっしゃったんで、もう皆さんよく御理解いただけたと思いますが、私は納得いきません、これ。篠田市長が、あれだけ「市民に寄り添う政策の実現」ということをおっしゃってる。だから、私は、硬度の低い水の秋吉・岩永地区への供給の問題と令和5年度からの供給の問題と、この財政3億円ですかね、これは両立させるべきで、万難を排して両立させるように配慮すべきだと思います。

財政的な事情があるからごめんなさい、我慢しましょうねって、そんな話はもう通じませんよ。いつまでこれやるんですか。根本が——行政の根本が間違ってます。冗談じゃないですよ。

いつまで、市民にライフラインたる飲料水の硬度の高い水を飲ませるんですか。冗談じゃないですよ。よく、まあぬけぬけと、こういう案をお出しになる。財政的な事情だからって、それは分かります。分かるけど、今まで何回も、もう平成20年からこの問題出てるんですよ。それを何で、ぽんと法律が改正になったから、もらえるようになったって。もう基本がなくなってません、行政の。だったら、もう市長に、市民に寄り添う行政の実現というのをやめてもらいたい。

あくまでも、申し上げたように、交付金ももらう、それから、水も平成——令和5年度から供給・供用開始と。優先でやってください。それ以外はあり得ないです。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） 坪井副委員長がおっしゃったのもっともなんですが、実は、合併協議会で私も随分申し上げたつもりでございますが、当時理解がいただけなかったということと、もう1つは、美祢の場合は、上水道会計と簡易水道会計、いわゆる公営企業会計と、それから特別会計という2本立てでやっておりました。途中で公会計の仕組みがちょっと変わりました、たしか23年頃だったと思うんですが、この改正がありましたんですね。その後、料金統一、それから——その前に事業統一をやったと思います。それから、当然その間、美祢地域は軟水化しておりましたが、その後に、今おっしゃった軟水化。決してその硬度が高いから、水道法に基づいてまずい水だというふうに誤解を受けたら困るんですが。180もないと思いますけど、少なくとも150前後の硬水であることは間違いないんですが、それが人的に害を及ぼすとか、水道法に違反するとか、そういう水ではございません。このことだけは我々も承知しております。

しかしながら、地元の議員さん、それから、今、坪井副委員長も大きな声でおっしゃったんですが、生活基盤施設耐震化交付金要綱が、昨年6月16日に厚労省から各都道府県の知事宛てに通達された。中でも、水道施設再編推進事業、これが新たに加わったことによって、水道局は、将来のいわゆる財政面も含めて、あるいは受給者の負担軽減という意味から、確かに遅らすということは——残念ながら遅らすことには反対なんです、そうした手法を取りながら、水道の事業の健全化、あるいは負担軽減、これについては大賛成です。ですが、先ほどからありましたように、委員の皆さんから強い意見が出ております。

ここで委員長にちょっと休憩を取っていただいて、水道局含めて、副市長、これは大きく政治判断が要ると思うんですね。

確かに、おっしゃるように、何らかの工夫ができるものなら、ちょっと休憩を取っていただいて、ちょっと市長と協議をしていただいて、その上での答弁をしていただいて、お取り計らいがしていただけるかどうか、委員長に。

○委員長（猶野智和君） 今、竹岡議長のほうから御提案ございました。委員長としては、御提案どおりちょっとここで休憩を取って、市長とちょっと執行部のほうでお話ししていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時34分休憩

午後 4 時01分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 先ほど、議長並びに委員長の格別な取り計らいをいただきまして、休憩中に市長と協議をさせていただきました。

その中で、今——ただいま委員会の中で、山中委員、それから坪井副委員長とそれぞれ賜りました御意見等につきまして伝えたところでございます。

地元の強い要望を踏まえ、また、財政安定化という 2 つの要望を強く踏まえつつ、早期の完成を目指しなさいという強い指導をいただいたところでございます。

その中で、具体的に申しますと——再度また、先ほど資料をお示しをさせていただきますけれども、この中で、令和 4 年度に予定をいたしてございますけれども、業務委託等で詳細設計、あるいは用地補償等、それぞれ令和 4 年度で予定しております事業を、令和 3 年度に今後補正等で計上させていただいて、そこを踏まえて、さらなる事業の前倒しというところを最大限努力してまいりたいと思います。

この件につきまして、私どもの思いだけで実現するものではございませんので、県並びに国等、関係機関と協議を進めながら、実現に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、必要に応じて、その進捗状況についての御報告もこの議会においてさせていただくことで、その都度、御指摘等をいただければというふうに考えておるところでございます。

今、休憩中の市長からの指示によりまして、今後の取組については以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） 休憩前にいろいろ申し上げましたが、総務企業委員会の流れを説明されたと思いますし、私もちょっと市長のところへ参りまして、お話ししました。

については、我々議会が知り得てる水道ビジョンが全くいらわれてないような気が

するんですね。

そこで、きょうの答弁を担保するわけじゃあございませんけど、水道ビジョンに、今回のこの補助事業をどう取り組むか。それから、財政計画も含めて、水道ビジョンの改正を早期にさせていただいて——6月議会じゃあ間に合いませんかね。（発言する者あり）はい。できれば、きょうは事業をできるだけ早くやるということでの——県との今から詰めもやられるだろうし、国、県の関係もあると思います。

もともと、これは県が事業計画を立てて、その中に織り込んでいくという手法でしょうから、県との協力も得ながら、美祢の議会の意向も踏まえて、今答弁なされたことを担保してくれという意味じゃあございませんけど、水道ビジョンにきちんと記載をしていただいて、議会に報告していただくということは可能かどうか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 先ほど、上野・秋吉の水道統合事業についての今後の方針について、白井局長のほうから説明があり、今竹岡議長のほうから、さらに水道ビジョン等についての提言もありました。

この統合事業につきましては、白井局長が申したとおり、先ほど市長のほうと協議を重ね、今後可能な限り前倒しをして行っていくということの決断を受けたところでありますけれど。

ただいま議長のほうも言われたように、この事業計画そのものが、県のほうを通して国の交付金対象のテーブルにのせていただくという状況の中で、令和7年度までの事業計画というものの中での事業の割り振りを行ったところでありますけれども、今後は、先ほど申しましたとおり、可能な限り前倒しをしていけるように、県のほうと交渉を重ねて実施していきたいというふうに考えております。

そういう事業計画の変更等も含めまして、水道ビジョンのほうを的確なものに改めて、議会のほうに提出させていきたいというふうに考えております。できるだけ早く、可能であれば、次回の議会等にも提案できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 高木委員。

○委員（高木法生君） この事業の変更計画で、3年が——期限が3年になるという

ことなんですけれども、これが県との交渉等で短くなるという可能性もあるんだということであろうかと思いますが、この市民の説明というのは、されるおつもりがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 高木委員の御質問にお答えいたしたいと思います。

先ほどの御報告の中でもございましたとおり、県との調整事もございますので、そういったところで、なかなか不確かな情報を提供するというのも不誠実であろうかというふうに思いますので、その辺は、定まった確実な情報を捉えた上で、その辺——その際には、またそういう判断をさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。村田委員。

○委員（村田弘司君） 水道水の軟水化というのは、秋芳地域の方々にとっては本当に悲願だったんですよ。私が市長をしとるときからあった命題でしたからね。5年で完成するというのもう本当に望んでおられました。そのことを思うと、やはり延びてくるというのは、非常に御負担のかける話だろうと思います。

今、局長、随分いいことをおっしゃったんで、出来得る限りということをおっしゃったね、前倒しと。出来得る限り以上に、前倒しという形で頑張ってもらいたいと思います。

それを、今副市長が言われたように、早く我々議会のほうにも明示してもらおうということで。それができないと、今高木委員も話が出ましたけれども、市民に対する理解ということもありますからね。ちゃんとそのことも急いで、大変だろうけどお願いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 様々な貴重な御意見が出ました。

特に秋芳地域にとって、今回、総合支所の件も建設が延長。そして、今回水道事業にあっても今回延びるという、こういったことで、非常に秋芳の地域の皆さんには、大変な急に出てきた話ということで、本当に不安を感じられていると思います。

そういった面で、安全・安心なやっぱり美祢市づくり、そして、秋吉地域の皆さんにそういった情報をきちっと開示していくことが大事。

特に、いろいろ今回、県との今後打合せ等もあると思っておりますので、それをまず最初に、議会のほうに、経緯を詳細に私は説明していただくことが大事。そして、こういったMYTで、秋吉地域の皆さんも、秋芳地域の皆さんも見られて、大体状況が分かってくると思いますので、そういった情報をいかに明確にしていくことが安全・安心、また信頼を得ていく上においては、非常に重要なことと思っております。

ワクチン接種もいろいろ今、情報が足りないとかいろいろ言われておりますので、どうかその辺も考えられて、執行部の皆さんの御尽力のほど、どうかよろしく願いいたします。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第16号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○委員長（猶野智和君） 次に、議案第17号令和3年度美祢市下水道事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎上下水道局管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第17号令和3年度美祢市下水道事業会計予算について御説明をいたします。

予算書1ページを御覧ください。

まず、令和3年度の業務の予定量でございます。

第2条になりますが、第1号下水道使用戸数は、公共下水道事業につきましては3,848戸、農業集落排水事業につきましては967戸、全体で4,815戸でございます。

第2号年間処理水量は、公共下水道事業につきましては86万3,000立米、農業集落排水事業につきましては21万7,000立米、全体で108万立米でございます。

第4号主な建設改良事業は、公共下水道事業につきましては、美祢市浄化センター等改築更新事業として1億3,000万円、農業集落排水事業につきましては、マンホールポンプ通報監視設備工事として9,710万円を予定しております。

続きまして、第3条収益的収入及び支出の御説明をいたします。

収入は、公共下水道事業収益としまして、営業収益1億5,279万5,000円、営業外収益3億9,510万4,000円、合計で5億4,789万9,000円を計上し、農業集落排水事業収益としまして、営業収益4,179万円、営業外収益2億553万2,000円、合計で2億4,732万2,000円を計上し、これにより収入総額は7億9,522万1,000円となる予定でございます。

一方、支出は、公共下水道事業費用として、営業費用4億9,465万7,000円、営業外費用3,231万9,000円、特別損失1万円、予備費100万円、合計で5億2,798万6,000円を計上し、農業集落排水事業費用として、営業費用2億2,831万5,000円、営業外費用1,209万8,000円、特別損失1万円、予備費30万円、合計で2億4,072万3,000円を計上し、これにより支出総額は7億6,870万9,000円の予定でございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

第4条資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、公共下水道事業では、企業債9億3,090万円、補助金、国庫補助——こちら国庫補助金で7,890万円、出資金として1億5,090万円、受益者負担金48万円、その他負担金1,000円、合計で3億2,418万1,000円を計上し、農業集落排水事業では、企業債5,420万円、補助金4,270万円、出資金2,590万7,000円、受益者分担金21万9,000円、合計で1億2,302万6,000円を計上し、これによりまして収入総額は4億4,720万7,000円でございます。

一方、支出につきましては、公共下水道事業では、建設改良費1億7,616万3,000円、企業債償還金2億2,518万円、予備費100万円、合計で4億234万3,000円計上し、農業集落排水事業では、建設改良費1億137万6,000円、企業債償還金5,995万9,000円、予備費30万円、合計で1億6,163万5,000円計上し、これにより支出総額は5億6,397万8,000円の予定でございます。

ここで、第4条の本文の括弧書きになりますけども、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,677万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,412万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億264万9,000円で補

填するものであります。

では、予算の収益的収入及び支出の主なものについて、前年度と比較しまして実施計画書で御説明を申し上げます。

予算書の4ページ、5ページを御覧ください。

収入は、まず、公共下水道事業収益の予定額は、前年度と比較しますと845万3,000円の減額でございます。

このうち、営業収益は、前年度比較で261万1,000円の減額、営業外収益は前年度比較で584万2,000円の減額でございます。

農業集落排水事業収益につきましては、前年度と比較しますと865万1,000円の減額でございます。

このうち、営業収益は、前年度比較で46万1,000円の減額、営業外収益は前年度比較で840万3,000円の減額でございます。

続きまして、支出の御説明をいたします。

予算書の6ページ、7ページを御覧ください。

公共下水道事業費用は、一番上の行になりますが、前年度と比較しますと1,138万7,000円の減額でございます。

第1項の営業費用は、前年度比較で431万1,000円の減額でございます。

こちらは、管渠費につきましては、管路修繕料が増額となっております。総係費につきましては、主に、前年度は受益者負担金システムの更新業務を行いましたことにより、その分、減額となっております。

予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

減価償却費につきましては597万3,000円の減額となっております。

第2項の営業外費用は、前年度比較で707万6,000円の減額でございます。

こちらは、企業債支払利息の減額によるものです。

続きまして、農業集落排水事業費用につきましては、10ページの下から4行目になりますが、前年度と比較しますと28万9,000円の増額でございます。

まず、第1項の営業費用は、前年度と比較しますと301万9,000円の増額でございます。

主な増減といたしまして、管渠費につきましては、前年度は管渠テレビカメラ調査業務等を行いましたことにより、その分、今年度は減額となっております。

14ページを御覧ください。

減価償却費につきましては、令和2年度の別府農業集落排水施設更新工事の完了に伴い増額となっております。

第2項の営業外費用は、前年度比較で108万円の減額でございます。

こちらは、企業債利息の減額によるものでございます。

続きまして、収益的収入及び支出を御説明いたします。

19ページを御覧ください。

先ほど、もう既に説明しておりますので、補足説明のみさせていただきます。

公共下水道事業につきましては、上から6行目の工事請負費を御覧ください。

その説明欄に、下水道マンホールポンプ通報監視設備工事としまして1,210万円、管渠布設工事ほかとしまして1,652万円を予定しております。

最後に、令和3年度の予定損益計算書でございます。

概要説明資料の3ページを御覧ください。

下から3行目になりますが、当年度純利益が2つの事業合わせまして1,239万円となる予定でございます。

説明につきましては以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 下水道事業の普及率についてお伺いいたします。

供用開始区域になってる地域内で、各家庭から市の配管につないでない比率はどのぐらいあるんでしょうか、お尋ねです。

○委員長（猶野智和君） 時間取りましようか。（発言する者あり）岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） すみません。お時間を取って申し訳ありませんでした。

今、水洗化率は89.8%、戸数になりますけども、戸数割合で89.8%、令和元年度実績となっております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） なぜ、こういう質問するかっていいますと、かつては、

例えば国道の下に市の下水道配管が布設されますよね。その周辺の地域は供用開始区域と、こういうことになるんですが、NHKの受信料と違いまして、下水道につながないところからは料金取れないんですよ。NHKの受信料は、テレビ買ったら、もう即支払い義務が生じますよね。ところが、供用開始区域になっても、別に支払いの義務はない、取れないですよ。

妙な質問っていえば妙な質問かもしれません。

言いたいのは、かつてから、大体いつもこの普及率が八十何%なんです。で、そのあと十一、二%は、本来つながなきやいかんのだけど、いろんな事情でつないでないというふうに理解すべきなのか。それとも、もうそれはつなぐ義務がないと——いや義務がないっていいですか、もう実質的には、そこに人が住んでいないとか、そういうことなのか、その辺をお聞きしたかったんです。

つまり、これは収入に影響しますからね。そういう意味での質問です。よろしくをお願いします。

○委員長（猶野智和君） 岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） ただいまの坪井副委員長の御質問にお答えします。

確かに、おっしゃるとおり、つなげておられない方が実際にはおられると、私も認識しております。

その1つの理由といたしまして、合併浄化槽をつけておられる方がつなげておら——要は、水洗——合併浄化槽でしたら水洗ができる。水洗ができて、生活雑排水も全てきれいな水になって流しておられるというところもあって、その合併浄化槽、最近——供用開始する前に既につけておられて、つけたばかりとかいう方があれば、なかなかお願いしても下水道につないでいただけないのかなって理由もあるかと思います。

ちょっと回答になってるかどうか分かりませんが、以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） あのね、下水道事業法には、たしか、幾ら合併浄化槽をきのうつくったっていえども、供用開始区域になったら、それをやめて市の下水道配管につなげなければいかんとなつとると思いますが、本当ですか、嘘ですか。

○委員長（猶野智和君） 岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） おっしゃるとおりでございます。

通常、下水道がつながれば、3年以内に下水道につなげていただくというふうな
ことになっております。

私どもとしましては、まだつなげておられないところは、ぜひ下水道につないで
いただいて、少しでもきれいな水をと、よりきれいな水をとということで、下水道を
利用していただければというふうにお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○委員（坪井康男君） あのね、私今申し上げてるのは、この収入に貢献できるでし
ょうと言ってるんですよ。きれいな水を川に流すとか流さんとかちゅう問題じゃ
あないんです。もう、これ以上申し上げません。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第17号を採決いたします。本案について、原案のとおり
決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のと
おり可決されました。

次に、議案第18号令和3年度美祢市病院等事業会計予算を議題といたします。執
行部より説明を求めます。高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 冒頭におわび申し上げます。

令和3年度の美祢市病院等事業会計予算書の目次及び関連箇所1か所に誤りがご
ざいました。見え消しで訂正したものを今配信させていただいております。

今後、このような――チェック漏れが原因と考えられています。今後このような
ことが起こらないように、チェック体制を見直してまいります。誠に申し訳ござい
ません。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明はどなたがされますか。安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 今、配信されておりますでしょうか。（発言する者あり）

それでは、議案第18号令和3年度美祢市病院等事業会計予算について御説明させていただきます。

補正予算と同様に、概要説明書の1ページ、2ページにこの予算の全体を一覧表で取りまとめましたので、これを用いて説明させていただきたいと思います。

それでは、1ページの左側、美祢市立病院の列を御覧ください。

右に前年度決算見込みが、先ほど御説明した3月補正の内容と一致します。そして左、本年度とありますのが、令和3年度当初予算となります。

まず、1業務予定量の③1日平均入院患者数の行です。

入院患者数を1日平均で114.1人を目指しております。

病院収益の中心である入院収益、その中でも特に主体となる一般病床の1日平均入院患者数について、一般病床10対1について43.6人と、決算見込比3.5人の増加として置いております。

また、地域包括ケア病床25.5人と、決算見込比1.6人増加した数字を置いております。

このような患者増加は、美祢市が高齢者が多い地域である中で、常勤の整形外科医がこの1月から勤務していることから見込めるものと考えております。

次に、1業務予定量⑦の1日平均外来患者数の行であります。

外来患者数は、各診療科、透析合わせて1日平均で163.2人と置いております。

今年度——令和2年度であります。今年度の外来患者数の激減は、新型コロナウイルスの感染リスクを下げするために、病院側も患者側も外来受診の抑制をしたことが主な原因と考えておりますが、もう一つ、マスク、手洗いの励行によって、インフルエンザの患者がいなかったということも要因となっております。

生活習慣として、マスク、手洗いが残れば、人口減少に伴う外来患者数の減少という大きな流れがさらに加速する可能性もあると考えています。

また、今後のコロナ収束の行方は、ワクチン接種と感染警戒——感染を警戒することの緩みの発生の有無との関係で不透明であり、外来患者増加もかなり厳しいも

のとは考えております。

病院としては、市外の専門病院との連携の中で、市内の患者は市内で診ることを進めていくほかないというふうに考えております。

このような見込みを踏まえて収益的収支を見ますと、画面左、2収益的収支のうち、①総収入については、当初予算額は21億7,763万6,000円を計上しています。

一方、②総支出については21億6,950万7,000円とし、③当年度純利益については812万9,000円としております。

次に、1ページの美祢市立病院の横の美東病院の列を御覧ください。

まず、1業務予定量の③1日平均入院患者数の行と⑦1日平均外来患者数の行であります。

入院患者数を1日平均で87.8人、決算見込比7.1人の増、外来患者数は1日平均で120.2人、決算見込比で12.9人の増として置いております。

入院・外来を問わず、先ほど申し上げたような、市外の専門病院との連携の中で、市内の患者は市内で診る形をさらに進めていくことが必要と考えています。

特に、美東病院において、入院において地域の診療所、介護施設との連携をさらに強化し、紹介患者数を伸ばしたいというふうに考えております。

このような見込みを踏まえて収益的収支を見ますと、収益的収支のうち、①総収入については、当初予算額は15億3,637万1,000円を計上しています。

一方、②総支出については15億698万円とし、当年度純利益については2,939万1,000円としております。

次に、グリーンヒル美祢についてですが、介護老人保健施設の列を御覧ください。

まず、1業務予定量の③1日平均入所者数の行と⑦1日平均通所者数の行であります。

入所者数を1日平均で68.0人、決算見込比0.9人の増、通所者数を19.0人、決算見込比0.4人増と置いております。

このような入所者数増加の見込みを踏まえて収益的収支を見ますと、2収益的収支のうち、①総収入については、当初予算額は3億9,982万7,000円を計上しております。

一方、総支出については3億9,487万7,000円とし、③当年度純利益については495万円と置いております。

次に、訪問看護ステーションについてですが、2ページの訪問看護ステーションの列を御覧ください。

1 業務予定量の⑦1日平均外来——ごめんなさい。1日平均外来患者数の行であります。訪問者数を1日平均で20.4人、決算見込比0.7人の増を目指しております。

看護師5人体制で今行っていますが、1人当たり1日4人の患者さんを訪問することが目安になるということから、このような数字を置いております。

これを踏まえて収益的収支を見ますと、収益的収支のうち、①総収入については、当初予算額は4,751万9,000円を計上しています。

一方、②総支出については4,693万2,000円とし、③当年度純利益については58万7,000円と置いています。

以上の結果、病院等事業全体の収益的収支につきましては、2収益的収支、①総収入の行、2ページの——2ページ目の本年度計の列に収入総額を41億4,669万9,000円、その3つ下、総支出の行に支出総額を41億364万2,000円としております。

これを差引きした結果、美祢市病院等事業会計全体における当年度純利益を、その下の行、2の③になりますが、税込みの4,305万7,000円と置いております。

これを、令和2年度末の病院等事業会計全体の予定損益計算書に位置づけますと、5損益計算書の⑤当年度純利益の行に記載のとおり、税抜きの4,108万7,000円となり、その下の行の前年度繰越欠損金10億7,096万4,000円と差引きした結果、さらに下の行になりますが、当年度未処理欠損金10億2,987万7,000円と見込んでおります。

続いて、資本的収支について御説明いたします。

まず、②支出の行について御説明いたします。

大きな項目としては、資本的収支は3になりますが、その中の、まず②の行について説明いたします。

市立病院が4億3,855万1,000円、美東病院が2億3,742万9,000円、介護老人保健施設が3,778万6,000円を計上しております。

主たる内容としては、市立病院にあつては、電子カルテシステムの更新、美東病院にあつては、CT撮影装置の購入に要する経費を計上しております。

一覧表の3資本的収支の①収入の欄には、この支出に対応するための企業債負担金によって賄う額を計上しております。

以上の結果、収入総額を6億2,217万9,000円、支出総額を7億1,376万6,000円とするものであります。

収入額が支出額に対し不足する額9,158万7,000円は、退職給付引当金で措置するものであります。

議案第18号令和3年度美祢市病院等事業会計予算の説明は以上のとおりとなります。よろしくお願いいたします。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。高木委員。

○委員（高木法生君） 1件ほど、お伺いをしたいと思います。

令和3年度の病院事業会計予算の1ページでございませけれども、この中で、業務の予定量、第2条がございませ。この中に、美祢市立病院が、一般病床が59床、療養49床、それから地域包括ケア病床が30床と示してあります。

また、美祢市立美東病院につきましては、100床のうちの60床が一般病床、療養が40床ということでございませが、地域包括ケア病床は、ハイフンが打ってあるんですね。

このことについては、病院改革プランの下では12床という数字が上がっておるといませけれども、これは欠落しているというか、何か意味があるんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 西山病院事業局管理部次長。

○病院事業局管理部次長（西山宏史君） ただいまの高木委員の御質問でございませ。

今、委員おっしゃったとおり、美東病院は、2階が60床。ざくっと申し上げますと一般病棟、3階が40床、こちらが療養の病床でございませ、計100床、これは非常にざっくりした言い方なんですけども。

今、私ども病院事業局では、経営改善の柱の1つとして、地域のニーズに合った地域包括ケア病床を増やしていこうとしてませ。

で、美東病院にも、地域包括ケア病床あるんじゃないのという御指摘でございませが、去年の11月から、2階60床のうち地域包括ケア病床——一般病床から地域包括ケア病床に切り替えるという歴史できてまして、去年の12月から、12床あった地域包括ケア病床を16床の運用に切り替えたところでございませ。

ですから、2階が計60床なんですけども、今現在が16床が地域包括ケア病床、残

り44床が一般病床という運用になっております。

で、美東病院の地域包括ケア病床のところ、数字の記載がないというのが、誠に申し訳ありません。私どもの2階、一般病床、常に60床で患者様の人数管理等をやっている癖がございまして、こちらの欄へのちょっと注意が欠けておったところがございます。

本来は、この予算資料上も、概要資料上も、数字を上げて記載させていただくのが本来でございます。申し訳ございません。

○委員長（猶野智和君） 高木委員。

○委員（高木法生君） 安心いたしました。外部からの関係もございますので、もうプランに載せてあるんだから、ちゃんと明記するように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。村田委員。

○委員（村田弘司君） 1点、お伺いをしたいんですが、先ほど、非常に細かい字で書かれた美祢市病院等事業会計予算概要で説明をいただきましたけれども、実質的にこれを見させていただくと、補填財源としてあるのが、繰越損益勘定留保資金が、そのものがもう既に大きなマイナスであるということ。そして、それでは対応できないので、補填財源として、結果として、固定負債である退職給付引当金で措置をしておるといふ状況ですね。

併せて、現実的に、当年度繰越利益剰余金も10億を超える三角がついておるといふことです。

ある程度患者さんも減ってるし、コロナの影響もありますし、ましてや、この人口規模で2つの病院を抱えて経営をしておられて、本当に大変だろうと思います。

今、私申し上げたのは、こういうふうな厳しい状況の中で、今後、経営状態を立て直していくというのは、どういうふうな考えでやっていこうとしておられるか。ちょっとその辺をお聞きすると、市民の方も納得できると思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（猶野智和君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 質問にお答えしたいと思います。

大きな柱として、収益面と費用面があります。

まず、収益面でいきますと、一定の――従来より、地域包括ケア病床の拡充とい

うことを言っております。地域包括ケア病床の拡充によって、一定の単価を上げ、病床利用率等も上げていきながら、病院そのもののスリム化を図っていくということが必要だというふうに考えております。

基本的には、今100床——美東病院については100床、市立病院については138床でありますけど、今、我々が念頭に置いてるのは、市外に出ている患者さんをいかに受け入れていくかという、より市内に戻って来ていただくかっていうのが基本方針でありますけど。

その中でも、現実に医療スタッフとの関係、医療スタッフを充足する必要があるとの関係の中で、必要最小限度の一定の筋肉質の病床数にする必要があるだろうというふうに考えております。

そのことは、国からの地方交付税交付金との関係もありまして、その中で、そういったものも入れながら、できるだけ収益を上げていくというところで、まずは、これも従来から申し上げておりましたけど、市立病院にあっては、収支均衡にできるだけ早く持っていくということが1点。そのために、地域包括ケア病床なり、病床をどの程度の適正な規模にするかといったことを今検討しておりますけど、それを図ること。美東病院においては、必ず黒字3,000万円以上の黒字にすること。これをもう最低限の目標にして、それを達成していく中で、こういった資金の改善を——資金不足の改善を図っていきたいというふうに考えてます。

大きく言えば、この地域の病院を大きな専門病院化するっていうことは、方向性としては、非常に難しいと。その中でどういうふうにしていくかっていうことを言えば、市外の専門病院、市外の総合病院との連携の中で、実際に人口の中の高齢者の方を含む、そういった方々をしっかりと診れる病院にして、一番適正な規模で、一番操業度といいますか、利用率が高まる方向で考えていくと。そのことによって、資金流出を食い止めるというふうなことを考えております。

非常に大きな額が上がってきておりますけど、繰越の欠損金は、今までの経営成績の全体として表すものでありまして、非常に大きな赤字になっておりますけど、実際は、日々の、あるいは毎年の利益を積み重ねていく以外ないなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） ありがとうございます。

本当に大変だろうと思いますけど、ひとつ御努力よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ここで、暫時休憩いたします。

午後 4 時56分休憩

午後 5 時17分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。

現在、議案第18号を審議しておりますが、執行部より、議案の一部を修正したいとの申出がございましたので、本日はこの審議を保留いたします。

次に、議案第19号令和3年度美祢市観光事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松観光振興課長。

○観光振興課長（千々松雅幸君） それでは、議案第19号令和3年度美祢市観光事業会計予算について御説明をいたします。

予算書の1ページになります。

まず、第2条に規定する業務の予定量であります。

秋芳洞入洞者数を43万7,000人、大正洞入洞者数を6,900人、景清洞入洞者数を1万4,800人、養鱒場鱒販売尾数を6万8,000匹と見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出の説明をいたします。実施計画明細書を用い、説明したいと思います。

20ページになります。

まず、収入についてであります。

秋芳洞・大正洞・景清洞の観覧料として、観光収益を5億658万9,000円、養鱒場収益1,987万2,000円、その他営業収益4,208万2,000円としております。これらを合わせた営業収益が5億6,854万3,000円となります。前年度と比較しますと7,596万3,000円の減額となっております。

次に、受取利息及び配当金を2,000円、他会計負担金1,210万1,000円、補助金114万3,000円、長期前受金戻入2,077万5,000円、雑収益119万2,000円としております。これらを合わせた営業外収益が3,521万3,000円となります。前年度と比較しますと

718万5,000円の増額となっております。

これにより、収入総額である観光事業収益が6億375万6,000円となります。前年度と比較しますと7,037万8,000円の減額となっております。

次に、支出についてであります。

21ページになります。

まず、秋芳洞業務費を1億408万3,000円としております。

観光業務職員アテンダントを会計年度任用職員として18名任用することとしております。

次に、大正洞・景清洞業務費を1,969万5,000円としております。

次に、22ページになります。

養鱒場業務費を2,780万9,000円としております。

養鱒場におきましては、養殖池3池をチョウザメ養殖のため、平成30年4月1日から長州産業株式会社に貸し付けておりましたが、チョウザメの養殖事業から撤退する旨の報告を受け、令和3年1月27日をもって解約を行ったものであります。今後はこの池を有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、リフレッシュパーク・家族旅行村業務費を8,170万5,000円としております。

指定管理委託料として7,220万円を計上しております。また、家族旅行村内の支障木伐採業務委託料として119万1,000円を計上しております。

次に、観光振興費を1億268万4,000円としております。

23ページになります。

補助金の主なものは、観光宣伝に係る観光プロモーション事業が1,206万4,000円、一般社団法人美祢市観光協会の人件費補助である観光事業基盤補助金が2,520万円、萌えサミットや熱気球等イベント実施に係る秋吉台誘客事業1,000万円、秋吉台観光まつり補助金が900万円、国際観光・交流推進事業が981万1,000円、修学旅行誘致強化事業が161万8,000円であります。

次に、総係費を9,012万8,000円としております。

24ページになります。

減価償却費を7,299万6,000円としております。

これらを合わせた営業費用が4億9,910万円になります。前年度と比較しますと1,135万6,000円の減額となっております。

次に、支払利息及び企業債取扱諸費を4万8,000円、繰出金463万8,000円、消費税及び地方消費税を2,598万7,000円としております。これらを合わせた営業外費用が3,067万3,000円になります。前年度と比較しますと1,222万5,000円の減額となっております。

次に、予備費を500万円としております。

これにより、支出総額である観光事業費用が5億3,477万3,000円となります。前年度と比較しますと4,114万円の減額となっております。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出になります。

まず、収入についてであります。

25ページになります。

企業債を2,440万円としております。

これは、秋芳洞バスターミナル改修工事に充てるものであります。

次に、他会計負担金を100万円としております。

これは、秋芳洞第2駐車場のWi-Fi設置工事に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

次に、支出になります

建設改良費を6,461万4,000円としております。

主なものとして、昨年度に引き続き、秋吉台家族旅行村に木製遊具を設置することとしております。また、秋芳洞バスターミナル改修工事、秋芳洞無線LAN設置工事を予定しております。

また、固定資産購入費を737万4,000円としております。セグウェイ運搬用の車両と秋吉台案内所のタッチパネル式券売機を購入することとしております。これらを合わせて建設改良費が7,198万8,000円となります。

次に、企業債償還金を102万円、他会計借入金償還金1,389万4,000円、予備費を500万円としております。

これにより、支出総額である資本的支出が9,190万2,000円となります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,650万2,000円は引継現金で補填することとしております。

予算概要説明資料の2ページになります。

令和3年度の予定損益計算書になります。

当年度純利益が6,244万2,000円になる予定であります。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第19号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） 議案第34号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてでございます。

これは、山口県市町総合事務組合において、令和3年3月31日限りで宇部・阿知須公共下水道組合が解散により脱退することに伴い、山口県市町総合事務組合同規約を変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により市議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第34号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号普通財産の貸付けについてを議題といたします。執行部より説明を求めます。市村監理課長。

○監理課長（市村祥二君） それでは、議案第35号普通財産の貸付けについて御説明いたします。

平成26年3月に閉校いたしました旧本郷小学校校舎は、平成30年4月1日より令和3年3月31日までの3年間、農事組合法人ほんごうファームに貸し付けております。令和3年1月29日付で、引き続き農業振興及び地域振興に係る拠点施設として使用したい旨の要望書が市長宛てに提出されております。

美祢市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例では、他の地方公共団体または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するときに普通財産の無償貸付けまたは減額貸付けできると定められております。

農事組合法人ほんごうファームは営利団体であることから、無償貸付け——無償または減額貸し付ける団体には該当いたしません。

しかし、本郷地域の住民を主体とした旧本郷小学校跡地利用協議会から、旧校区内の多数の農家で構成されるほんごうファームへの貸付けを要望する書面が提出されたことを受け、平成30年第1回定例会において承認をいただき、現在3年間の貸付契約に至っていることや、これまでの活動状況や維持管理の状況を踏まえ検討した結果、旧小学校校舎を農事組合法人ほんごうファームに引き続き貸し付けることは、農業振興や地域振興に十分寄与できるものと判断いたしました。

また、地域のシンボリックな施設を地域住民が使用できることや、規模の大きい施設の窓の開閉や清掃等の維持管理を行っていただけることは、市にとりましてもメリットがあると考えられます。

なお、年間の貸付金額につきましては、現行貸付けの算定方式に基づき、直近3

か年の旧校舎の全体の維持管理経費を専用貸付けを希望される教室等の面積で案分して算出しました12万1,000円としております。

以上の理由から、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、普通財産を減額して貸し付けることについて、市議会の議決を求めるものであります。

なお、貸付期間につきましては、美祢市普通財産貸付けに関する施行要綱第3条第1項の規定に基づき、3年以内と定められていることから、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としております。

よろしく御審議願います。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第35号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案17件の審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから所管事項につきまして何かございましたら、御発言をお願いいたします。竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） 本会議場でも、たしか申し上げたと思いますが、今までは病院経営の経営状況報告は本会議でやりましたが、所管の委員会ですることになりましたので、ちょっと説明をさせたいと思いますが。

○委員長（猶野智和君） そのように。執行部よろしいでしょうか。安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） それでは、今配信いたしました資料を使って、

美祢市立病院、美東病院の経営状況について、各病院から説明させていただきたい
と思います。よろしく申し上げます。

○委員長（猶野智和君） 古川市立病院事務部事務長。

○市立病院事務部事務長（古川和則君） それでは、まず、美祢市立病院の今年度4
月から1月までの経営状況について報告させていただきます。

資料のまず2ページを御覧ください。

業務量につきましては、市立病院における、まず入院患者でございますが、下側
のグラフを見ていただくと、今年度、薄い緑色になりますが、4月から8月までは、
前年度、ピンク色のグラフになりますが――を上回っておりましたが、9月から12
月までは前年を下回る患者数が続き、1月にやっと患者数が前年を上回る患者数に
回復したところでございます。

そして、4月から1月全体では、上の表にありますとおり3万2,657人となりま
して、前年比で379人の増となっております、病床利用率は、その下側に77.3%
となっております。こちらにつきましては、昨年比べて0.9%改善しております。

続いて、資料の4ページをお開きください。

こちらは、外来患者数の推移でございます。

同じく下側のグラフを見ていただくと、今年度、同じく薄い緑色になりますが、
4月以降、近年で最も少ない患者数で推移をしております。コロナの感染防止対策
として、受診間隔の延長に加えまして、先ほどからもありますとおり、手洗い、手
指消毒やマスクの着用の効果により、今シーズンにおきましては、インフルエンザ
発生患者が皆無であったことが主な要因となっております。

4月から1月の全体では、上側の表になりますけど2万9,961人となりまして、
診療日数につきましては、前年比1日減ではありますが、患者数につきましては前
年比で2,702人の減となっております。1日当たりに換算しますと12.1人の減とな
っております。

それでは、資料1ページに戻っていただきまして、損益計算書の説明をさせてい
ただきます。

まず、上側の入院収益でございます。

今年度、4月から1月期におきましては、左側の数字になりますが8億7,293万
9,000円となり、前年比で1,105万4,000円の増となっております。

こちらの理由としましては、先ほど申しました入院患者の増加に加え、地域包括ケア病床の利用率が8割を超える、また、療養病床におきましても、医療区分の重たい患者の割合も、こちら8割を超えていた関係で入院収益の増加に影響しております。

続いて、その下側、外来収益でございますが、こちらは3億4,613万9,000円となりまして、前年比では1,101万8,000円の減となっております。

外来におきましては、先ほど申しました受診間隔の延長、それから手洗い、手指消毒等、マスク着用効果によりまして、近年で最も少ない患者数で推移したことが外来収益の減の主な要因となっております。

続いて、その下側のその他医業収益でございます。

こちらにおきましては、1億5,364万6,000円となりまして、前年比で394万7,000円の減となっております。

こちらの減収の主な理由としましては、コロナ感染防止のために、4月から6月まで内視鏡検査を伴う検診や、6月に各市内地域で実施しておりました特定健診が中止になったことによる公衆衛生活動収益の減、また、コロナ陽性患者受入準備のために、一定期間個室を空床にしていたことによります室料差額収益の減が考えられます。

これらの結果、医業収益全体では、一番上の数字になりますが13億7,272万5,000円となりまして、前年比で391万2,000円の減となっております。

それに対して、医業費用におきましては、合計で15億3,337万7,000円となりまして、前年比で2,383万2,000円の増となっております。

主な増加原因としましては、その下側の給与費、こちらが2,158万円の増となっております。

こちらにつきましては、先ほどありました正規職員の中で、整形外科の医師が1名増、それから看護師が3名、福祉職の職員が2名増加で、合計、昨年に比べて6名職員が増えている関係が影響しております。

また、その下の材料費につきましても、1,073万4,000円の増となっておりますが、これは主に、入院患者の増加やまた抗がん剤を使用する患者様の増加によりまして、薬品費が増加したことが主な要因となります。

その下側の経費につきましては、増加額は32万4,000円と僅かでございますが、

増減欄の一番下の負担額ということで96万5,000円の増加ということに記載しております。

こちらにつきましては、昨年9月から開始しました透析患者様の入院費用——通院費の負担金となります。現在、透析患者のうち6名利用されておられます。内訳としましては、市内の患者が5名、市外の患者様が1名ということで6名の利用がございます。

そして、最後に、研究研修費、こちらが204万1,000円の減となっております。

こちらにつきましては、コロナの影響で各学会がウェブ開催等になりました関係で、出張旅費の減が主な要因となります。

全体におきましては、以上の収支によりまして、市立病院における4月から1月期の経営収支ですが、下側になりますが、758万7,000円の純利益となりまして、前年比では1,896万3,000円の減となっております。

また、年度内の特定月に大きく費用計上されるものを平均化した1月末時点の収支見込額は、一番下の金額欄になりますが8,925万3,000円の純損失となりまして、前年比では1,639万9,000円の収支悪化となっております。

今後の見込みとしましては、患者数におきましては、1月の下旬からコロナ患者受入準備に伴う病床確保に、また、それに伴う専用看護配置によりまして、通常の病棟看護師の配置が不足した関係で、通常の入院患者の受入れを制限せざるを得ない状況が影響しまして、入院患者数も減少しております。

また、収益面におきましては、今後、コロナ関連補助金等によって、先ほど申しました空床に対する補償に加えて、コロナ患者受入体制整備に係る各種補助金の全体額としまして、約9,000万円の収入を見込んでいるところでございます。

市立病院については以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 西山病院事業局管理部次長。

○病院事業局管理部次長（西山宏史君） 続きまして、美東病院の4月から1月までの収支について御説明いたします。

恐れ入ります、資料のほうは、7ページの美東病院の損益計算書のページを御覧いただきたいと思っております。

コロナの影響は美東病院にもあるのかと聞かれることがございますけども、美東病院の収支においても、例えば、医業収益が減少——今年度減少している、去年に

比べて減少している。あるいは費用はコロナ対応関係で増えている。あるいは今後、国・県からコロナ対応の補助金——今から給付事務——受給事務に入るんですけども、そういったことがあるという点で、今年度は影響があるかと言われると、大きく影響を受けておるとい状況になっております。

まず、医業収支のうち医業収益でございます。

入院収益については、昨年並みの6億2,608万9,000円となっております、0.54%と僅かではありますが、昨年より339万円多い状況となっております。

入院患者数については、平成30年度はベッド利用率78.5%、令和元年度は81.6%と次第に増えてきておりまして、今年度の前半では、まだその勢いがございました。入院収益だけで見ると、1月末時点でも、入院収益の累計は過去3年よりまだ上回っておる状況です。

しかし、やはり今年度は、秋冬と時が進むにつれて、コロナの影響により入院患者数、入院収益の伸びが鈍り、入院収益の対前年度比に関しては、年度前半に蓄えたりードがほぼなくなりつつあるという状況です。

次に、外来収益です。

資料11ページ、12ページ、御覧いただければと思います。折れ線グラフがございます。

外来のほうは、年度当初からコロナの影響で苦戦しておりまして、この1月末時点の収益は1億5,325万3,000円で、前年同時点との比較ではマイナス5.1%、822万7,000円少ない状況です。

これは、市民に外出抑制の意識が働いたこと、コロナ感染予防のための手洗い、手指消毒、マスク着用の効果で、インフルエンザ等の感染症患者が皆無であったことが影響しています。いわゆる風邪などの感冒症をきっかけに体調を崩されて外来受診をされ、それをきっかけに——契機に入院されるという、冬場特有のパターンが今年度はほぼなかったというところで、外来収益の——コロナによる外来収益の減少は入院収益にも影響を及ぼしております。

続きまして、その他の医業収益でございます。

前年度と比べ、マイナス1,189万1,000円、10.5%減の1億92万7,000円となっております、これは、例年春から初夏にかけて実施される市の特定健診がコロナの影響で中止となり、市からの委託が実施できなかったことが——実施できなかったことを

要因としています。

以上を集約しますと、医業収益全体で8億8,027万円となっており、前年よりマイナス1,672万8,000円、率にして1.9%の減少となっています。

収益は、入院収益増によるプラス基調で今年度始まりましたけども、コロナによる外来収益とその他医業収益への影響、特に外来患者の減少が秋冬の入院患者数の伸び悩みとなって影響しておりまして、医業収益全体では、去年と比べて98.14%というのが今年度、今までの概観でございます。

次に、医業費用でございます。

ちょっと時間のほうも押しておりますので、ちょっと端折り目に御説明させていただきますが、個別の増減の御説明、また、後ほど承ることはできます。

費用のほうは、医業費用全体、まず御説明いたします。

医業費用全体では、10億2,671万9,000円となりまして、前年度より1,706万3,000円、率にして1.7%の増となっています。このうち、コロナ関連を要因とする増額は1,400万円程度と見ております。

資料7ページ見ていただきますと、給与費、材料費、そして経費、いずれも昨年より費用がかさばっております。

すみません、費用のほうざっくり御説明しましたけれども、以上、医業のほうの収支、言わば、本業の収支について御説明いたしましたが、これらを合算いたしますとマイナス1億4,644万8,000円となりまして、前年同時点の累計よりも3,379万1,000円、収支は悪くなっております。

続きまして、医業外収支でございます。

こちらについては、特筆事項はございません。

以上の収支を合算した経常収支につきましては、8,800万4,000円となりまして、前年同時点よりも、3,771万4,000円の悪化となっております。

年度内の特定月に大きく費用計上されるものを平均化、平準化させたところの1月末時点での純利益見込額は373万5,000円となっており、4,543万1,000円であった前年同時点よりも1,169万6,000円収益が悪化——収益悪化となっております。

なお、今年度は、コロナ感染症対策として、消耗品や医療機器をたくさん購入したこと、あるいは感染外来や検査体制の確保、あるいは入院——コロナ患者入院受入体制の整備に伴う空床補償などで、あくまで見込みの額ですけれども、3条の予

算のほうにおいては——3条、この損益計算書上においては約1億円、それから4条の関係におきましては約5,000万円の収入を今後見込んでおります。現時点では、収益計上して——収益化しておらない状況でございます。

それらを踏まえて、今後3月末時点で——3月31日時点で美東病院におきましては、7,000万から8,000万円の経常黒字となればいいなと思っておる状況でございます。

美東病院については以上です。

○委員長（猶野智和君） 報告は以上で……。質疑はないですか。特に、委員の皆さんよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） ほかにないようでしたら、これにて……。〔「もう1つある」と呼ぶ者あり〕竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） 大変申し訳ありません。

以前、統合等——病院の統合等で、美祢市立病院とか美東病院に名前が——固有名詞が上がりましたんで、その件について、ちょっとまた病院のほうから説明をさせます。

○委員長（猶野智和君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） それでは、今配信しました資料を基に説明させていただきます。

まず、御説明したいのは、新美祢市病院改革プラン。これは、先ほど竹岡議長がおっしゃった国からの再編統合の検討をしてくれということを受けて、美祢市の計画をつくったものであります。

そのつくったものの中で、ここに四角の中に書いておりますように、この21ページに、今後の病院経営の方向性として、2030年頃までは入院医療需要が横ばい、または微減の状況と考えられる2030年頃までの10年間については、市立2病院ごとに前述した課題改善策を柱として「経営の効率化」を進めることとすると。それ以降については、おおむね2030年以降の医療需要や医療資源確保の見通しを踏まえ、美祢市において継続可能な医療提供体制に係る選択肢について、2020年度末までに——つまり、今年度末までに提示しますということプラン上明らかにしております。この期限を延期させていただきたいということでもあります。

1つ、延期の理由と記しておりますのが、まず、国の動向を踏まえる必要性ということでありまして、今、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方というのを、国において検討中であります。

今、議論が動いておるところでありますけど、おおむねの流れとしては、感染拡大時の短期的な医療需要には、各都道府県の「医療計画」に基づき機動的に対応することを前提とするということで、医療計画を新たに、そういった観点からつくっていくということがあります。

2025年の先も長期的に継続する人口構造の大きな変化を見据えつつ、地域ごとに、医療ニーズの質・量やマンパワーの確保の状況などを勘案しながら、段階的に医療機能の分化・連携に向けた取組を進めていく必要があるという基本的なところで、その1つとして、一里塚として、2023年度に各都道府県において第8次の医療計画の策定作業が進められることになっておりますけど、2022年度、来年度中をめぐり、地域医療構想の実現に向けた地域の議論を進めることが必要であるということ、そういう前提に立っております。

医療計画をつくる中で、大きな枠組みをどう——感染症も含めて大きな枠組みをどう考えていくかということになるかと思えます。

もう1つが、(2)ですけど、再編統合の再検証方針が今、検討中であります。

令和元年当時、全国424の公立・公的病院が再編統合の検討を必要とする病院として指定されまして、市立病院・美東病院も含まれておりました。

国は、昨年秋頃までに再編計画の策定を要請しておりましたが、今の時点では、「再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、厚生労働省において改めて整理の上、お示しする」としておいて、その延期をしております。

ただ、このプランの全面改定版をつくりましたように、美祢市立2病院においては、令和2年3月の全面改定で、急性期病床の地域包括ケア病床への転換について、これが主たる内容、療養病床についても描いておりますけど、地域包括病床へ転換していくということを主たる内容として、こういったことをやっていくということで対応済みとして整理しておりますけど、国において、新たな、どのようなことが言われてくるかということを見ておく必要があるということがあります。

3点目が、次のページであります。

健幸百寿プロジェクトの推進との関係ということで、2030年頃、75歳以上の人口

が減少して、基本的に医療需要は減少すると、連動して減少するというふうに考えております。

美祢市としては、現在大学等、特に県立大学ですけど、県立大学等と連携しつつ医療・介護体制の充実と同時に、疾病予防、重症化予防、介護予防を進めていくこととしていると。

高齢者の健康寿命の延伸によって急性期医療——高齢化したから療養病床ということではなくて、より元気な高齢者について、やはり病気というものは——急性期の病気ってというのは起こりうる話で、急性期医療需要への影響などってというのは、その中でも少し不透明なところがありますんで、そこは落ち着いて考える必要があるだろうといったことであります。

したがって、この参考のほうで、ここは人口の推移と、一般病床とか療養病床の医療需要の将来推計、これ1日当たりの患者数でありますけど、それを描いておりますが、場合によっては——これ、そもそもが目標人口、美祢市の計画にある目標人口を加味したもので、少し多めに出ておりますけど、こういった線が、それぞれ曲線——線が、よりなだらかにいく方向に行く可能性があるというふうにも見ております。ちょっとこのあたりは、よく見ながら考えていく必要があるなというふうに考えております。

この検討に当たっては、有識者、特に医療関係者がどうしても多く含まれることから、少しコロナが落ち着くところを見極めねばならないということもあり、今御説明したようなことを基本として、延期をさせていただきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○委員長（猶野智和君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） ほかにないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後6時00分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年3月11日

総務企業委員長